

第三十一回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和三十四年三月十日(火曜日)午前十一時十六分開会

委員の異動

三月六日委員稻浦鹿藏君及び島清君辞任につき、その補欠として小澤久太郎君及び小酒井義男君を議長において指名した。

三月九日委員小酒井義男君辞任につき、その補欠として島清君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君

委員

小澤久太郎君
佐野 廣君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
阿具根 登君
阿部 竹松君
海野 三朗君

國務大臣

通商産業大臣 高崎達之助君

政府委員

法制局長官 吉国 一郎君
通商産業 政務次官 中川 俊思君
特許庁長官 井上 尙一君
特許庁総務部長 伊藤 繁樹君
中小企業庁長官 岩武 照彦君

中小企業庁 振興部長 川瀬 健治君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 荒玉 義人君

説明員

特許庁総務部工 業所有権制度改 正調査審議室長 荒玉 義人君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○特許法施行法案(内閣提出)

○実用新案法施行法案(内閣提出)

○意匠法施行法案(内閣提出)

○意匠法施行法案(内閣提出)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○商標法施行法案(内閣提出)

○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告いたします。

去る六日島清君が辞任され、小酒井義男君が選任されました。また昨九日小酒井義男君が辞任され、島清君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、理事補欠互選についてお諮りいたします。ただいま御報告いたしました通り、島清君の委員変更により理事が欠員となりました。この際、理事の補欠互選を行います。互選は先例により委員長において指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、理事に島清君を指名いたします。

○委員長(田畑金光君) 本日の審査は、まず特許法外九件に対し質疑を行なつたのち、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について質疑を行い、質疑が終了した場合に討論採決に入る予定でございます。次に、明日は午前中、軽機械の輸出の振興に関する法律案、航空機工業振興法の一部を改正する法律案及びプラント類輸出促進臨時措置法案の質疑、午後、特許法外工業所有権関係法案の審査を行います。

ただし、出席要求大臣の都合により、審査の順序が変更されるかもしれません。あらかじめ御了承願います。

それでは特許法外工業所有権関係法案を一括して議題にいたします。

これより前回に引き続き質疑を行います。順次発言を願います。

○島清君 私はこの前参考人においていただいた意見を拝聴いたしました折

に、参考人の方に質問の形でお聞きをしたのでございしましたが、その折、井上長官も御列席でございましたので、聞いていただいたことだと思つたのですが、それは井上長官のしばしばの御説明によりまして、この法案が、現行法が制定以来非常に長い年月を経たりしております、どうしてもこの種の改正法案が必要である、それについて、長年の特許庁の懸案でもあり、さらに改正審議会の議を経て、慎重な検討を経られた結果、この法案の提出になつたというより御説明でございまして、提案の理由についてもその通りでございますが、さらには出願件数が非常に多くて能率を上げなければならぬ、こゝろよりより裏の説明でございまして、政府当局も御承知の通り、今度の国会は参議院におきましては、半数の改選議員を選挙しなければならぬ状態にあり、さらに加ふるに、各種の地方選挙をしなければならぬといったような、政界にとりましては、まことにあわただしい中にあるわけでありまして、このあわただしい中において、言葉をかえて申し上げますと、議員が浮き足を立てておられますときに、非常に慎重に綿密に詳細に検討を加えていかなければならぬというところのこの膨大な世紀の法典をお出しになつたわけですが、そこで私は政府の説明にもかかわらず、この法案をお出しになつて、この法案が法律となつて制定されたからというて、必ずしも今特許庁でかかえてお

れまする未処理の出願件数というものが、直ちにこれが解決に役立つとは理解できないのであります。ですから、この種の法案というものは、議員が落ちついて審議ができますような条件のもとにおいて、そして慎重かつ綿密に審議をして完璧を期すべきじゃないか、こゝろよりより考えるわけでございまして、ことさらに、こゝろよりより時期に法案をお出しになりました政府当局の真意について、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上尙一君) 今回国会に提出になりました特許法等十法案の政府部内におきます審議の経過につきましては、先般の委員会御説明申し上げた通りでございますので、省略したいと存じますが、われわれといたしましては、工業所有権関係法規の改正におきましては、工業所有権関係法規の改正に痛感して参りまして、長年工業所有権制度改正審議会で検討を尽しました結果、慎重審議の上、今般本国会に十法案を提案しまして、御審議を願うことになつたわけでございまして、実は昨年の通常国会にできれば提案したいというふうなつもりで準備を進めていたわけでございまして、解散がございした政治的な事情もございまして、今回に延びた次第でございまして。

なお、この工業所有権関係法規につきましては、各国の事情を眺めてみましても、米、英、その他ヨーロッパ各国におきましては、戦後いずれも最近の新しい経済社会情勢に即応します

方向に、大きな改正を加えておるのでございまして、わが国としましては、国際的性格の濃厚なこの工業所有権制度の分野におきましても、法律の改正をぜひ早く実現したいというのが政府の念願でございます。

なお、要綱の詳しいことは、先般申しました通りでございますから省略したいと存じますが、この改正点の中の、一、二の例として申しまして、今回の特許法案改正中、発明の新規性判断の基準としまして、外国において頒布された刊行物の記載をも含めることになったわけでございますが、この改正は交通通信が非常に国際的に発達しました今日の情勢下におきまして、外国の文献にすでに記載されているような発明について、外国人が外国においては特許にならないが、日本においてはそれが特許になるというのでは、わが国の産業に対する圧迫が非常に著しいものがあるということを懸念する次第でございます。そういうような事態はできるだけすみやかに改善しますことが、今日の日本の産業経済の発展を期する点から、絶対必要であると考えるわけでございます。

またもう一つの例として申し上げますれば、原子核変換により製造される物質の発明については、今回不特許事由として新規にこれを加えたわけでございますが、こういう改正がない現行法では、これは特許の対象とならざるを得ないということになるわけでございまして、原子力に関する技術が日進月歩に進んで参ります今日におきまして、こういう原子核変換により製造される物質の発明につきまして、もし特許庁に出願がございました折には、現行法

のもとにおいては、特許にならざるを得ない。そういう問題は、原子力に関する今日の諸般の事情等から申しまして、きわめてこれは好ましくない事柄でございます。

まあ以上申しましたのは一、二の例でございます。もう一つは、今回の改正を急務とする事項が相当あるわけでございまして、なお、今申されました通り、今度の法律改正が未処理件数の解消というところと結びつくかどうか——特許庁に今大きく停滞しておりますという審査、審判に関する事件の迅速なる処理ということに寄与するかどうかという点につきましても問題は、もちろんあるわけでございまして、この点につきましても、法律改正の結果に、審判の迅速化に寄与する面と、同時にまたそうでない面とが相錯しているわけでございまして、われわれとしましては、法律改正と並行しまして、特許事務の改善につきましても、人員の増加、あるいはその他の設備の改善能力化、資料の充実、そういうような問題につきましても、並行してできるだけの努力をいたして参りたいと考えている次第でございます。

なにとぞ十分政府の意のあるところをこしんしゃくをこの際願ひまして、今回の法案がなるべくすみやかに制定に相なりますよう念願する次第でございます。

です。それでまあ改正審議会を設けられて、慎重に審議をされて、その成果を得られたという経過については、私も了解をするにやぶさかではないのですが、その答申がなされてからも二年余りの年月が経過したわけなんです。それからこの法案を出されたわけですが、私は、まあ一年とか半年くらいはそう待てそうにないような気がするので、繰り返して申し上げるよう

で恐縮ですが、今あげられた程度の非常な緊急を要するような問題は、現行法のその部分だけ改正をして、そしてただいま私が申し上げたように、時間をかけてゆつくり綿密に審議をして制

定するというようなことがわれわれにはほしかったわけなんです。その今あげられたような例については、現行法のもとでその部分を改正して間に合

ことが、技術革新と称せられる今日の事態におきまして、工業所有権制度というものが、産業界、経済界でますます重要な地位を占めて参つておる今日の、そういう状況下におきましては、その基本になりましてこの法律の改正

というものが、技術の進歩、ひいては日本の産業、経済の発展に寄与するところをきわめて大きいことをわれわれとしては考えまして、この際、単なる一、二の部分の改正のみでなく、全面的な改正を加えることをむしろ最も適当であると考えて次第でございます。

○島清君 当初の私の質問に対する長官の御答弁の中に、国際的な見地から法律改正の必要があるという御説明でございしましたが、長官は昨年リスボンの所有権保護国際同盟の条約改正会議に御出席になられたのです。そこで御出席になられた成果を何か取り入れられたかどうか、その一点を明らかにしていただきたいということ、さらに改正条約はまだ批准されていないの

出の法案中に盛り込まれているかどうかということが御質問の第一点でございます。この点は現行法におきまして、条約改正会議における議論の方向のものが、すでに現行法に入っている事柄は別といたしまして、新しく今回提出の法律案中に盛り込まれているものはいまだございません。

それから第二の、いつごろ批准の予定であるかという御質問でございますが、大体条約会議におきましては、おそくとも一九六三年五月一日までに批准書は寄託されなければならないというところが、大体の約束になつておるわけでございまして、われわれとしましては、外務省とも連絡の上、すみやかに国会にこれを提出いたしまして、批准の運びを完了したいと考えておる次第でございます。またその時期等につきましても、今日ここで明確に申し上げることができないことを御了承願ひたいと存じます。

で、批准の場合に、どういふ点が法律改正として再び必要になるかという第三の御質問の点につきましては、いろいろ重要な問題がございまして、その問題点を簡単に申し上げますと、まず第一に化学物質の特許を認めるかどうかという問題が先般の会議の重要事項の一つでございまして、この会議におきましては、化学物質について特許を認めるという点に決定をみたわけではございませんが、満場一致の決議をもつて、同盟各国が今後その国内法制において新化学物質の発明に特許の保護を与えるよう規定することの可能性がなされたわけでございまして、会全体空気が見まして、化学物質に

ついて特許を認めるということは、今や世界の大勢になったという感がいたすわけでございます。しかしながら、同時にこれは産業政策としまして、単に特許制度上だけの問題だけではない、産業政策としまして、非常に重要な問題でございますので、今後政府、民間を通じて、その方向にかなり準備の期間が必要であらうかと考えております。今後の推移によりまして、この化学物質の特許を認めるという結論に到達しました場合に、この条約の批准とこれが同時にになりますかどらうか、これははっきりしたことはまだ申せませんが、今後の問題としまして、化学物質について特許を認める制度を確立することについて機運が熟しました場合には、法律改正をする必要があると、かように考えておるわけでございます。

それからもう一つ、第二の問題としまして、会議におきまして、やはりサービス・マークといふことが問題になりました。そのサービス・マークに関しましては、条約の改正が行われたわけでございます。従来の特許、実用新案、意匠、商標等と並んでサービス・マークが変えられ、各国はサービス・マークを保護することを約束するという規定が新たに設けられました。で、このサービス・マークは商標が商品の表示でありまして同様に、サービスの出所を表示するものでございまして、この点につきましても、今後日本の経済界としましてどの程度これを立法化することが必要であるか、その要求がどの程度強いのかという経済界の要請とも関連する問題でございますから、現行法のもとにおきましても、日本におきま

しては、不正競争防止法あるいは商法中における商号に関する規定等、ある程度サービス・マークに関する法的保護というものが認められていたと申してもよい状況でございますので、今日の法律のもとにおいても、条約上の義務は果しているということになるわけでございますけれども、先ほど申し上げた経済界の要請にも応じまして、今後商標法中に、または商標法と別途にサービス・マークに関する立法をどういうふうに進めていくか、そういう問題についてなお研究を進めて参りたいと思ひます。

それから三番目の問題といたしまして、代理人名義で登録された商標といたうことがございますが、代理人名義で登録された商標について、商標権者を保護するといふことが今度の条約改正会議で盛り込まれたので、この点につきましては、やはりこの次の批准の機会に法律改正を要するのではないかと、そういう考えで、今後検討を進めて参りたいと思ひております。

それから第四の問題といたしまして、特許の実施の場合の強制実施請求の場合の制限という問題がございますが、これは強制実施の場合におきまする実施権は、その事業とともにでなければ譲渡することができないといふことが今度の会議で盛り込まれた。また従来はその強制実施の請求といふものは、特許の出願の日から三年間はこれを行うことはできないとなつていましたのが、今回の会議では、特許後三年または特許の出願の日から四年のいずれか長い期間を取り消しの請求をすることができないといふふうに、権利者の保護が厚くなったわけでございます。

て、そういう点につきましては、法律改正が当然必要になつてこようかと存じております。

大体以上申し上げたような問題につきまして、今後至急検討を進めて参りまして、批准の時期に間に合う問題につきましまして、それと同時に法律改正を行うことが適当であらうかと考えております。

○島清君 総論的なことはこの程度にいたしまして、各論に入つてお尋ねをしたいと思います。が、実用新案と意匠について、許可の文字を登録に変えてもらいたいという議論も多いことは、井上長官も陳情を受けられておられることだと思ひます。これは確かに登録出願といふのは今までの用語から見ると、適当とは思えないですね。そこで、最も人々に長く親しまれております商標については登録出願といふことにしてはどうかですが、この二つの使い分けは法制上差しつかえなく、矛盾ないものであるかどうかですね。この点について一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 今回、提出の法律案で、実用新案と意匠につきましては、従来の登録といふ言葉を許可に改めましたこと、御指摘の通りでございますが、この点につきましては、提案の理由は、現行法の実用新案及び意匠におきまして、この登録といふ同じ言葉が二様に使われている。すなわち権利設定処分という行政処分を登録と申しておる。登録無効の審判といふような場合は、この行政処分のことを言つておる例でございますが、同時に、他方、いわゆる登録原簿に登録して記載するといふ言葉も登録と称して

おります。で、最近の立法の大きな方針としまして、なるべく、この法令用語の二様性、二重性は極力やめなければならぬ、そういうことが法律を明快に国民に理解を求めることができるゆえんであるという考えがございますので、われわれとしましては、そういう理由で登録という言葉のあいまいさ、二重性を除去する意味で、ここに許可といいたしたわけでございますが、従来は、鉱業権の設定行為を鉱業権許可と言つておるような例もあるわけでございます。が、しかしながら、この点につきましましては、いろいろ各方面に御意見のあることは十分承知をいたしております。国会の御審議によつて御決定を願ひたいと存じておる次第でございますが、なお、今島委員から申されま

した実用新案法、意匠法には許可といふ、この商標法では登録といつておる、その根拠はどういう理由でいかといふ点でございますが、われわれの一応の考え方は次の通りでございます。すなわち、実用新案権の対象となるような考案をした人は、実用新案の許可を受ける権利を持つておるわけでございますが、この権利は国家に対してその考案の審査を要求することをその内容とするものでございまして、実用新案許可を受けますまでは、その当該考案を支配する権利といふことはできないわけでありまして、言いかえるならば、考案といふものに對するその支配権は国家の行方設備処分、権利設定処分によつて初めて生ずるというふうに考えてよいわけでございますので、この権利設定処分を特許法では特許と呼んでおるわけでございますが、実用新案

法、意匠法において、この特許に近い用語としまして、許可といつても決して不当ではない。こういうふうに思ひわけでございます。が、しかしながら、商標法におきましては、商標に対する支配権といふものが、究極的には国家の行方設備処分によつて生ずることは、実用新案、意匠の場合と同様でございますけれども、そのニュアンスと申しますか、この間多少の違いがそこにあるように思ひわけでございます。すなわち実用新案の審査の場合には、申請の判断でございますとかいふわけで、その審査の内容はかなり実質的であり

ます。そしてまた複雑でございますが、商標法による設備処分的前提となる審査といふものは、その出願された商標といふものは、一定の要件に該当しておるかどうか、すなわちいかいゆる不登録の事由に該当しておるかどうかといふことをおもに見るわけでございます。まして、いわば形式的な審査であつて、実用新案等と比べる場合には、かなり比較的簡易であると申せようかと考えます。で、そういうわけで法令による用語としまして、そういう商標の審査のような場合には、登録といふ文字を用いても、必ずしも不適当といふことにはならないといふふうに考えます。それからまた他方商標制度といふものが、従来の沿革に徴して生じた商標に対する支配権といふものを、公けに確認すると申しますか、そういう意味で登録といふ、これを登録するといふことに歴史的にも始まつたわけでありまして、世界各国を通じて、ほとんどすべて登録といふ言葉

法、意匠法において、この特許に近い用語としまして、許可といつても決して不当ではない。こういうふうに思ひわけでございます。が、しかしながら、商標法におきましては、商標に対する支配権といふものが、究極的には国家の行方設備処分によつて生ずることは、実用新案、意匠の場合と同様でございますけれども、そのニュアンスと申しますか、この間多少の違いがそこにあるように思ひわけでございます。すなわち実用新案の審査の場合には、申請の判断でございますとかいふわけで、その審査の内容はかなり実質的であり

ます。そしてまた複雑でございますが、商標法による設備処分的前提となる審査といふものは、その出願された商標といふものは、一定の要件に該当しておるかどうか、すなわちいかいゆる不登録の事由に該当しておるかどうかといふことをおもに見るわけでございます。まして、いわば形式的な審査であつて、実用新案等と比べる場合には、かなり比較的簡易であると申せようかと考えます。で、そういうわけで法令による用語としまして、そういう商標の審査のような場合には、登録といふ文字を用いても、必ずしも不適当といふことにはならないといふふうに考えます。それからまた他方商標制度といふものが、従来の沿革に徴して生じた商標に対する支配権といふものを、公けに確認すると申しますか、そういう意味で登録といふ、これを登録するといふことに歴史的にも始まつたわけでありまして、世界各国を通じて、ほとんどすべて登録といふ言葉

を用いておりますことも御承知の通りでございます。わが国としましては、明治十七年の商標条例以来登録商標という文字を使って参つたようなわけではございません。

以上が、実用新案、意匠におきましては許可という言葉を用い、商標におきましては登録という言葉を用いたものの理由でございますが、繰り返して申し上げますが、当委員会の御審議によつて十分適當なる御判断を願いたいと考えっております。

○島清君　ただいま登録のことについてお尋ねしたのですが、その前提になります出願については、工業所有権法のすべてにわたつて出願という言葉を使っているようですが、現行法が制定をされたとき並びにこれが

改正を見ましたときの日本の国情を見ますと、日本の国威というものが、旭日昇天の勢いで世界列強の中に国威を発揚していった登り坂の時でございます。その時の行政機構というものが、天皇の統治権に基いて行政権が行

われ、従つて、天皇主権のもとに人民がまゝ願ひ出て登録をしてもらうと、こゝういったような、かみしもといいますが、こゝういったような階級制度といひますか、これが厳密に行われておつた時代的な反映の諸法律だと思つてお

るのです。そこで出願という言葉が使われておりますが、私は憲法が改正をされ、さらにこういつたような古い法律が改正をされるという場合には、やっぱり主権在民の精神に基いて、この種の出願ということも、もつと民主的

に届出であるとかいうことによつて足りるような気がするのです。先般参考人をお呼びいたしました折にも、私は

参考人にお聞きいたしましたして、弁理士会の代表の方から、そのことについて、も、弁理士の内部においていろいろと意見があつたというような答弁でございしましたが、私はせっかく政府当局が国際的な視野に立つて、この法律の改正と取り組んでこられて、天皇主権時代の行政的な考え方で出願という言葉を使われておるといふことは、何か近代的なものに欠けているような気がしてならないのです。この点について百尺竿頭一步を進めて、この出願を届出に改正しようというふうにお考えになつたことがあつたかどうか。またさ

らにこれをわれわれ委員の方から直したいという場合に、それを受け入れるだけの用意があるかどうかについて御説明を願いたいと思います。

○政府委員(井上尚二君) 出願という言葉は非近代的ではないか、届出というようにその用語を变える用意はないか、また考え方はどうかという御質問と拝承したのでございますが、申すまでもなく特許、実用新案、意匠、商標

を通じて、これは國家の審査を求め、そして結果としてその權利の設定を受ける。そういう權利の設定を求める國民からの行為でございますので、この場合やはり出願と申しますか、そういう政府の權利の設定を要求

する行為の名称としましては、**届出**ということでは性質が違うわけでございます。届出と言うのは申すまでもなく報告に近い、報告というよりな一方的な行為でございますから、こういう工業所有権に関する権利の設定とい

う、国の処分を求める行為としましては、出願という文字が適当である、また従来、長年そういう言葉で慣用して

参つたことでございますので、われわれとしましては、この言葉をこのまま受け續けていいのではないかと考えておる次第でございます。なお、申すまでもなくこれは強力なる独占権の付与でございますので、国が慎重な審査の手続を経て、これの対象について、審査の上、この権利を与える、認めるという制度であるわけでございまして、単なる国民からの届出によつて、こういう強力な権利が独占権として発生するということよりなことは、立法上決して適當なものとは言いがたいと考えております。

○島清君　審判制度についてお尋ねしたいのですが、法案のねらいは、第二審制にしたいということでございます。で、これに對しましては二審制にして

おいてもらいたい、こういう意見と請願要請がありますること、これはまた井上長官御承知の通りなんです。審判にして抗告審判の制度をやめることは、特許庁審判部の負担を軽減することと確かでございますしやう。一方から

いへば、工業所有権制度に關する専門の官庁である特許庁において、審理の慎重を期するために、ここで二審まで実施してもらいたいというのをもまた理由があると思うのです。

そこでお伺いしたいことは、第

一点において、今までの事例において第一審の審決が、あつたものが、抗告審判で、最初の審決がくつがえり、異なつた結果になつた例が相当にあるかどうか、これは特許庁内で二度審判を、行ふ必要があるかどうかの例として、

第二点に、一審制にするからには、特許庁として審判に慎重を期する上に、伺つておきたいと、こう思います。

格段の心がまえがなければならぬと思ふのです。その心がまえがあるかどうか、すなわち審判の内容強化についての処置について、どのように考えておられるか。

第三に、一審制にすることにより、審判部の負担をどの程度軽減されるお見込みであるか、この三点について御説明を願ひたいと思います。

○政府委員(井上尚一君) 従来二審級制でもつて、長年運用して参つたわけでございますが、今回われわれといたしまして、これを一審級に改めるといふのは、大体三つの理由に基くわけで

でございます。と申しますのは、まず第一には、従来の運用の経験に徹しまして、必ずしも二審級を続けるというところが、効果としてそう大きいものとは

考えられないという運用の経験からくる判断が第一であります。

それから第二の問題は、審判は、もちろん公正迅速を尊ぶわけでございますがして、この点につきましては、従前同様努力をいたすわけでございますが、

一番級にこれを改正するということだが、この目的に背馳するものとは考えないのでございます。むしろ従来二審級の二段階において充当しておりました人員を、一番級にこれを充当することによりまして、審判の迅速正確を期

次第でございます。

それから次には、従来の二審級を一審級に直しましても、その審決に対しては、東京高等裁判所、最高裁にいき得ること従前通りでございます。こ

の点は普通の訴訟の場合と比べまして、特に段階が減つて、不利ないしは簡略になるといふような懸念はない。

のと考えた次第でございます。

今御質問の事項中、従来の二審級を一番級に直すことによって、どの程度減少するかということでございますが、四千二百件中百五十件程度の減少の見込みでございます。ですから對数的に申し上げますれば、そう大きな件数上の変化はない、と申しますことは、従来の第二級というようにわれわれが考えております抗告審判というのには、いわゆる査定系の審判事件というものの方が圧倒的に多いという理由に、これは基くわけでございます。従来の審判の数から申しますという、請求数

の方から言へば審判が七百件、抗告審判が三千五百七十件、合計四千二百七十件というような数字になつております。

○島清君 この二審級制度を一審制に改めたい、その改めたいという理由については、今三項をあげられて御説明になったわけですが、そこで私が三pointsについてお尋ねをいたしましたことは、第三番目のことについては、四千

二百件中百五十件ぐらいの減少になる。こういうことでございますが、まあそれはそれでよろしいのですが、第一点と第二点は言葉が足りなかったのか、もしかたませんが、第一点は、第一審で審決がなされたものが、抗告審判で第

一審の審決がくつがえり、異なった結果になった例が相当にあると思うのです。それは私のこれは思い過ごしであるのかどうか、それが一点と、それからもう一点は、特許庁として審判に慎重を期する上に、第一審制にするから

には、第二審級制を認めてもらいたいという声があるわけですから、第一審制になりまするというと、当然に擁護

されなければならぬ権利が保護されないという結果にならないとも限らないのです。それで第二審制度を存置してもらいたいという要望があるわけなんです。それに対しては、その要望にもかかわらず、第一審制を改正法案のねらいとしておるのでありますから、それに対しては特段の処置をいまいしうか、心がまえといまいしうか、そういうものが納得できるような御説明願わなければならぬと思うのです。そこで審判の内容強化について、そういったような処置をどのように考えられておられるかということをお尋ねをしております。

○政府委員(井上尚一君) 従来第一審の審判に対して第二審に持ち込まれて、どの程度くつがえつたかという問題についての御質問でございますが、これはここ最近数年間の数字について申し上げてみたいと存じますが、三十一一年におきましては、当事者系の審判に対する審決五十九件中、第一審の審決の破棄になりましたのは、十一件です。それから二割弱、パーセンテージで申しまして一九％くらいだろうと思ひます。三十二年におきましては、五十七件に対して九件でございますから一六％、それから三十三年におきましては、五十一件に対して六件でございますから一二％、そういうのが第一審の審決が、第二審におきましてくつがえつた率でございます。

それから第二の御質問でございますが、先刻もちよつと申しましたつもりでございますが、言葉が不十分であつたかと存じますが、従来特許庁の審判部の陣容が、第一審級、第二審級の両方に充當されておるわけでございます

が、今回は第一審級になることによりまして、その全陣容を第一審級に注入することができるといふ結果として、審判の内容に、従来よりも一そう慎重、正確、迅速を期することができるようでございますが、なお、われわれとしましては、そういう数の問題ばかりでなく、昨年来特許庁内部に設けました研修所の活用によりまして、審判官の再教育ということを通じまして、審判官の質的向上を一そうはかつて参りたいと考えております。そういったことを通しまして、審判は改正になりまして、審判の内容、審決自体といふものは、従来に比べて決して簡略になるんだというのではなく、むしろ審理も慎重にやり、また内容の検討も正確を期する、そして審判自体も迅速化するといふことを、われわれとしては念願しておるようなわけでございます。

○島清君 やつぱり井上長官、あなたのせつかつの御説明にもかかわらず、第一審の審決が第二審においてくつがえつたということが、三十一一年は五十九件中十一件もあり、三十二年は五十七件中九件もあり、三十三年は五十一件中六件もあるという、これはやつぱりかなり率は高いものを示しておると思ふんですね。ですからこういった事実を基いて、二審制度を現行法通り認めてもらいたいということ、は、やつぱり私は過去のこういつたような事実を基いて、相当根拠のある意見である、こういうふうに思ふんです。そこでそういう事実が過去においてあつたといふことは、従来それをあらためて第一審制にしようとするのには、相当やつぱりこの事実を

救い得るような審判内容の強化というもの、明らかに明示されなければならぬと思ふんです。今井上長官のお話を承わっておりますと、私はわかるような気がするんですが、あまり抽象的だと思ふんですね。やつぱりもう少し具体的に、これこれこういうことで、しかしかかようかやうで、こゝなるんだという、やつぱり具体性がないと、説明としては少し弱いような気がするんですが。

○政府委員(井上尚一君) 審判のことでございますから、具体的事件々々によつてもちろん事情は違ふわけでございますが、こういうような点があらうかと存じます。すなわち従来第一審の審決の結果が、第二審でくつがえさる事が、島委員の御意見としてはかなり大きい。すなわち一九％とか、一六％といふ率になつてゐる。ということは、これを裏から言へば、第一審の審決が不十分であつたと言ひますが、審査が慎重、正確でなかつたということにもなるわけでございます。この点は特許庁の人事の配置をいたしまして、第二審の方に経験の古い者を回して、そしてどちらかといへば、第一審の方に経験の浅い者をこれまで配置してゐるというふうな点が、こういう右に申した数字の結果と関連をある程度持つてゐるわけでございますが、今度二審級制を第一審級に直しますという、古い、知識経験の豊富な審判官が、直接第一審の審判に關与する度合いがそれだけ多くなるわけでございます。従来と比べて、慎重、迅速化といふ大きな目的に沿ひ得るのではないかと、かやう

にわれわれとしては考えている次第でございます。

○島清君 要旨の変更についてお尋ねをしたいのですが、要旨変更と認められるときは、これを新しい出願とみなして、新しい出願の出願日に出版があつたとするとは、これは現行法にあるわけですが、改正案では要旨変更の手続補正書を提出した日にさかのぼつて、これを出版日としているわけなんです。これは出願者にとつて非常に有利になるわけではございませんが、これは第五十三条の第四項の規定でございます。しかし同条の第五項では、この出願は取り下げられたものとみなされ、全然出願の効力を持たなくなるのです。変更されない部分の中に、特許と認めらるべきものがある、新出願から出願としての効力を持つことになるわけでございますので、従つても、もしだれか他人が、最初の出願の後にこの部分だけの特許を出願すると、要旨変更した者よりも先願といふことになつて、特許にされることになり得るのではないかと、こゝういふふうに思ふわけなんです。そうなりますと、最初の発明者は、特許範囲を広げようとして要旨変更したために、かえつて自分の特許範囲を縮小される、こゝういふふうな結果になるわけですが、これが救済の道については、当然に何かの配慮がなければならぬと思ふのですが、この救済の方途があるかどうか、これについて御説明を願ひたい、こゝう思います。

○政府委員(井上尚一君) 要旨変更に關する第五十三条の規定に關しましての非常にもつかしい御質問でございますが、今島委員の御指摘のような場合はあり得ると存じます。が、しかしながら今御指摘のような場合を考慮することによつて、この要旨変更前の出願を生かす、そしてまた要旨変更後の出願につきましては、ただいま御指摘の五十三条の第四項の規定によつて手続補正書を出したときに、新たな出願があつたものとして扱ひ、すなわち両方を生かしておくような扱い方をすることが、果して大きな見地から考へて適當であるかどうかという判断ということにならうかと存じます。われわれとしましては、今申されましたような面では、兩者を生かすということが一見必要、適當であるように見えますけれども、こゝういふふうに兩者を残すといふことが、別の第三者の見地から考へますと、非常に第三者の利益を擁護することにはならない、不公平な結果になるといふことを思ふわけでございます。と申しますのは、要旨変更といふのは、客観的にいいますれば、それは別発明と言つていい内容のものでございまして、別発明であれば、本来ならば別個に新規出願をするか、あるいは追加特許出願というふうな道もあるわけでございます。しかしながら、最初に出願しましたものの方からいいますれば、これが要旨変更になるかどうかが、これが要旨変更になるかどうかが、こゝういふふうな道をここに設けて、補正というやうなことを認めたわけでありまして、その場合に、もし両方とも認める、生かすということになりますと、その要旨変更になりましたやうな、内容補正を加えたやうな内容と同

じ発明を、たまたま第三者がしました場合に、その第三者の出願とこの場合の出願とを比べますという、その場合におきましては、補正というきわめて簡易な手続によって出願日の利益の確保ができるわけでございまして、第三者は普通の成規の出願の手続をとる必要がある、そういうわけで、この間第三者との関係についていいますれば、非常に不公平ということになりますを得ないと思つてございまして、それからもう一つの理由といたしましては、言い方は適当ではないかと存じますが、どちらにしろんでも損はないというような出願を認めることになり

ますので、そういう結果、要旨変更というような可能性、危険性を含んだ出願を誘発するというふうなことになるだろうと存じます。申すまでもなく、特許出願というものは、形式内容も十分完備したものを提出して来て、そしてそれに対して先願主義という原則を適用して権利を設定すべきかどうかをきめるわけでございまして、そういう点から申しましても、大きな見地、特に第三者との公平関係というものを考えた場合には、原案のような立法の方が適当であると考へておる次第でござい

ます。
○島清君 委員長ちよつと速記を……。
○委員長(田畑金光君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(田畑金光君) 速記を始め

て。
○島清君 発明者の補正について長官にちよつとお尋ねしたいのですが、最近の大きな発明になりますと、発明者

の数が非常に多いのです。誰が発明者であるか明かでない場合が非常に多いのです。ことに会社や研究機関の発明には、そういうものが非常に多いわけですね。その場合、発明者の誤記はあるかもしれないということが考えられるわけですね。その訂正はどの程度まで認められるか、出願人が発明者から特許発明の譲渡を受けて出願する場合に多く起る問題であらうと思はれるのですが、今かりに五人の共同発明者であると考へてみて、五人から譲渡を受けたが、その後、実際には六人の共同発明であつたため、あと一名を追加しなければならぬような場合も起り得ると思つて、公告があつてからはできないのかどうか、これは六十四条の誤記の訂正の中には、こういうことまで認められておるものであるかどうか、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 今申されました通り、最近では複数名による発明というケースがだんだんふえて参りましたので、発明者の表示の問題について追加をする、削るというふうな問題が生じてこようかと存じますが、われわれとしては、これが権利となりましては、特許権となつた後の訂正はできないというふうに考へておりますが、出願中でございしますれば、誤記訂正という運用によつて、これをなすべくこのように合うようにやつて参りたいと考へております。今申されました例として、五人の発明者を並べていて、一名をこれに追加したいというふうな場合は、やはり誤記訂正というふうなことでは、これは第六十四条の問題では必ずしもなく、その運用でもつて、こ

れが可能であらうとわれわれ考へております。

○島清君 複数の異議の申し立ての審査についてお尋ねしたいのですが、複数の異議申し立て、まあABCという場合、これは六十一條ですが、その六十一條に規定があるのですが、その理由が必ずしも同じではないと思つて、これら複数の異議申し立てのうち、一つの申し立て、かりにAといたしまして、B、Cとしまして、他の異議申し立て、査定を受ければ、他の異議申し立ては審査をしなくてもよいことになつてゐるのです。これは当然のことのよう

に思ふのですが、しかしこれがその後になつて査定不服の審判が請求をされたとき、Aの異議は成立しないというふうなこともありましようし、もしB、Cの理由ならばやはりこの特許は認められなかつたが、Aだけの理由ならば特許すべきものだという結論になるかもしれない、従つて六十一條の規定で、決定をすることを要しない、というの、審査しても審査しなくとも、いずれでもよいという意味と、審査官としては審査することが親切ではないか、こういうふうにも思ふのです。

またこれが査定不服の審判になつたときは、当然にB、C不服の申し立てでも審査しなければならぬと思つて、これが、その点はどうかと思つて、これは百五十三條の申し立てない理由について、審査することができるの範囲に属するものと見てよろしいかどうかですね。この辺の関係をちよつと御説明を願ひたいと思つて、査定の段階

で、審査の段階で、今御指摘のように複数の異議の申し立てがありました場合には、その中の一つでもつて拒絶の理由があるという場合には、何と申しますか、数個の攻撃方法の中のひとつによつて、その目的を達したということになるわけでございまして、今回の改正法案では、これ以外の理由については決定をするを要しないということによつて審査の迅速化をむしろこの際

はかろうと考へたわけでございまして、次の、査定の結果に對しましては、不服の審判の場合につきましては、御指摘の通りでございまして、百五十三條におきまして、申し立てない理由についても審査することができ、これは当然審判官がそれ以外の理由について、これを職権でもつて審査しなければならぬもの、さうに考へております。

○島清君 確認審判の廃止については、小幡委員が先般質問されたやうでございまして、私はききようは詳しくいことについては省略したいと思ひますが、ごく簡単にこのことについてお尋ねしておきたいと思つておりますことは、法の体系上からして廃止した方がよいという理由について御説明を願ひたいと思ひますことと、さらに「解釈」でも確認審判と同様の範囲が保てるかどうかですね。それから「解釈」の請求はだれでもできるか、手続はどうすればいいか、「解釈」の方法は審判に準ずるものであるかどうかですね。「解釈」という文字は不適当で、確認とか判定という文字は不適当で、意味が違つてくるのかどうかですね。この点について簡略に一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 権利範囲確認審判制度という重要な制度におきまして、この審判の法律効力が不明であるというところは、何としても適当でございませぬので、いろいろ検討しました結果、今回、この法律的性格を明確にするという意味で「解釈」を求める制度ということに直したわけ

でございまして、この「解釈」を行います場合の請求資格、あるいはその他の実施の方法、やり方につきましては、これにつきましては、これは審判に準じまして、対審構造をもつて攻撃、防御と申しますか、両当事者の言い分も聞くということも考へ、かつまた審判官につきましても、これを別途、さういうような「解釈」を行つてゐる手続の面につきましても、政令または省令等でこれを規定する予定でござい

ます。なお、解釈ではいかに弱いではないかというお感じは確かにあろうかと存じますので、この点、判定または確認というような名称に変えるという点につきましても、委員会の御意向でもつて、われわれとしては全く異存がございませぬ。

○島清君 この法律改正で、関係業界に非常に賛否両論の意見がございまして、無効審判請求の除斥期間の廃止についてお尋ねしたいのですが、ただいま申し上げたやうに、この問題は、この法案中の一つの山場なんですね。発明家や特許利用中小企業者は、一切廃止に反対をしているんですが、その是非について、判断してみるのは、理論的には除斥期間を全廃することが正しいようにも思ふのです。外国にもその例がないということではござい

るので、これはまあ今までの説明でもわかるような気がするのですが、しかるにこれは日本においては、まあ今までの制度としてあつたわけでございますので、私がお尋ねをしたいと思ひますことは、外国にもその例がないからといつて、日本には制度が設けられたのでありますから、日本の特殊な事情において、やっぱりその必要性がその制度を生み出したものだ、こゝういふふうに考えられないこともないと思ひます。そこで大正の十年の改正で、あえてこの制度が設けられて、それで今日まで運営をされたわけですが、その当時なぜこの制度が取り入れられたと思はれるか。それで今回これを廃止するに至つた根拠ですね。これはやっぱり明らかにしてもらいたいと思ひます。さらに全廃をするならば、理論的にも通るが、公知公用だけに五年という除斥期間を設けた制度が残されるわけですが、これが外国人の特許に特別の利益を与えるようなことになるのではない、こゝう思ふわけです。この点についても御説明を願ひたい。この制度を存置することによつて、不当な権利設定になり、特許権者に不当の利益を与えて、技術利用工業権者に損害を与えた例としてどんなものがあったか、それを御説明を願ひたい。外国人の特許で除斥期間を廃止すれば無効になし得るものであるかどうかですね。この点についても御説明を願ひたい、こゝう思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 無効審判に対する除斥期間の問題は、今御指摘の通り、非常に重要な問題でございます。わかれわかれとしましても慎重研究をいたしました結果でございます。この除斥期間の廃止につきましては、反対意見のあることも承知しております。その反対意見は、除斥期間を廃止することによつて、特許権者が常にいつまでも無効審判請求の対象にこれがなるといふことには、権利の不安定を生ずるといふことがその理由のようでもつて、確かにその理由のゆえにこそ、従来、現行法におきまして、この制度が設けられたわけでございます。ただいま、大正十年の改正の場合に、除斥期間が設けられた理由は何かという御質問に對しましては、やはり当時の立法者として、権利の安定化といふことに重きを置いて判断したものと考へる次第でございます。で、この問題につきましては、島委員も御承知のよう、本来権利になるべからざる権利であるといふことがいえるわけでございます。そういう権利、本来権利になるべからざるものが、一定期間経過することによつて完全な権利として確定されるというところが果してよいかという問題が残ります。特許権といふ強力な独占権につきましては、これを何人も納得するような内容のものでなければならぬといふことは申すまでもないのでございまして、それゆゑに、異議申し立て制度あるいは無効審判制度といふものが設けられておりますことは御承知の通りでございます。で、権利者の立場から申しますれば、きずがあつても、無効の原因がそこにあつても、これが権利として早く安定化するといふことが望ましいことはいふまでもないのでございしますが、それはあくまでも権利者の立場でありまして、権利者以外の第三

者、すなわちその特許権の存在によつて、ある技術を長く使用することができない、そういう制約をこうむる多くの第三者の立場から申しますれば、これは耐え得るところでないと思ふわけでございます。結局われわれとしまして、今回この除斥期間廃止の結論に到達したのは、理論的には、今申しましたように、どちらにもある程度の理由がそれぞれあるわけでございますが、今日まで長年の運用の経験を通して、むしろその弊害の面が強く痛感されたといふことに基くわけであります。

では、その弊害といふのは具体的にどういふ例があつたかという御質問でございます。これは実は除斥期間の経過によつて無効審判請求ができなくなつて、そしてその権利を振り回されて第三者が広く迷惑したといふ事例でございます。で、特許庁に對する問題としては提起されないわけでございます。で、われわれとしましては、その全部について正確につかんでゐるわけではございませんが、一例として申しますれば、ミキサーのハネに關するこれは権利につきまして、やはり除斥期間経過後になつて広く随所で使われて、同じ技術的アイディアを使つておる業者に對しまして、権利者がこれに権利侵害として方々訴えて、非常に第三者に大きな波紋、影響があつたといふ事例もございします。それからまた、実用新案の小さなこれは例でございますが、アイス最中といふようなものにつきまして、やはり権利者が除斥期間経過後、自分の権利が無効になるといふ心配がないという段階に至りまして、方々で用い

られておりますアイス最中に對して、これを権利侵害として訴えたといふような実例もございまして、従来この除斥期間制度によつて権利が安定化するといふよい面と同時に、むしろ半面にそういう弊害が非常に多かつたといふことは確かに事実でございます。なお、この制度の廃止に對しましては、反対者の中には、多少と申しますか、誤解があるのではないかと懸念される点がございますので、これは島委員に對するお答えではございませんが、ついでに申したいと存じますのは、無効審判請求によつて権利が無効になりまして、当該事業はもうおん統けることができるわけでございます。事業自体が中止になるというわけのものではなく、第三者に對して禁止するだけの効力、すなわち権利の独占権といふものがなくなるというだけの結果だといふことがその一つ。もう一つは、現に権利者になつていた者につきましては、現行法のもとにおいてこれは設定された権利でございます。で、これにつきましては、新法施行後におきまして、除斥期間制度は従前通り適用があるわけでございます。この点念のために申し添えておくわけでございます。それから、外国文獻の場合にのみ除斥期間を例外的に残すのはどういふ理由かといふ御質問でございますが、これは一口に申しますれば、国内における公知公用、国内における頒布された刊行物に記載されているといふ場合は、政府、民間を通じて、相当の注意をすれば、その権利の設定を防止をすることができたであらうといふ場合でございます。これに反しまして、外国で頒布された刊行物に記載されている場合、すなわち出願の當時には日本に入つてきていないというケースにつきましては、これは関係者が相当注意を払ひまして、なお、その無効原因を発見することができなかったであらうといふような場合でございます。で、その国内の公知公用文獻が出た場合は、何と申しますか、関係者の努力の可能な限界内でございしますが、外国においては頒布せられた刊行物の場合には、その可能な限界をこえているといふことが申せようかと存じますので、その場合に限りまして、むしろただいまの権利の安定化、ひいてはその事業の安定化といふことに考慮を加へまして、例外的に除斥期間を残すことがむしろ適當である、かように考えた次第でございます。なお、そういう結果、外国人が有利になるではないかという御質問でございますが、これは申すまでもなく、特許法は無色でございます。内国人に不利、外国人に有利といふようなことは、われわれとしては考えられない。外国人にとつて有利なような場合には内国人にも同様な場合が起き得るものである、かように考えたのでございします。大へん簡単でございますが、以上をもつて御質問に對するお答えにいたしたいと思ひます。

○島清君 今、井上さん、外国人の特許で除斥期間を廃止することによつて無効になるものがあるかどうかといふことについて……

○政府委員(井上尚一君) この点は、そういうものはかなりあるであらうと思ひます。

○小幡治和君 関連。今の除斥期間の問題、なかなかいろいろ議論が多いので、今島委員も相当詳しく突つ込まれたわけなんです。結局こういう特許法の精神というものをから考えて、発明者を保護してやるということ、ことにその発明者というのはなかなか貧乏人で、貧乏してやつと何年かかかつて発明する、それを事業化して、あるいはその発明に今までかけた金が回収される、あるいはそれを事業化されて、やつと勢に報いられるというようなところで、発明というものが盛んになつ

も第三者を保護するかという調整をどこにつけるかという問題なんです。だからそこをどういうふうに判断するかによつて、これはきまつてくると思うのですけれども、その実例というものは僕はあまり知らないので、今長官はとんど原案に有利な設例を言われましたけれども、公正に見て、今までの実例上どんな事例があつたのか、どんな事例が多かつたのかということを、少し聞かしていただきたいと思うのです。そうすると、島君の今の質問もはつきりしてくると思うのです。

○政府委員(井上尚一君) 仰せの通りに、特許制度というものが、本来発明者または権利者と第三者の両者の利益の調和、妥協の上に立つてゐると申していいわけでございますが、この除斥期間の制度の論議も、まさにいずれの利益に重きを置いて考えるかという点がポイントであらうと存じます。で、どちらが悪い場合が実際上多かったであらうかということは、これはなかなか

えども、金融がつく、また企業も軌道に乗ることもあり得る、十分これはあるわけでございます。また反対に、無効審判の請求によつて、どこから出てくるかもわからないということにおいて非常に不安定になるといふ反論があるわけでございますが、では五年以内であれば、どこから出てきても、これはたえらるるが、六年目以降になれば、非常にそれが痛裂に企業にとつて響くのかというふうに反論も実はしたたくなるわけでございまして、この点実例としましては、われわれもまあ反対の例としまして、まさに除斥期間が経過する間ぎわになつて、特許庁が無効審決を出したことによつて、多くの第三者を救つたと言いますか、多くの第三者の利益に寄与したという逆の例はございますが、そういうふうにわれわれとしましては、むしろこれまでの経験を通じまして悪いと申しますか、この制度の弊害の面もいろいろ痛感して参つてきたわけであります。

○上原正吉君 関連してちよつとお尋ねしたいのですが、特許、実用新案には除斥期間を廃止した。ところが商標

法においては、やはり特許すべからざるもの、あるいは登録すべからざるものがある。それらは即日その理由が判明すれば、無効審判を請求し得るにもかかわらず、商標の方は、商標法の三条、四条その他で、登録する資格をもっていない、権利を与えられていない登録が行われている。それが登録権が発生してから五力年たつと無効審判を起し得ないという規定があるわけですね、商標法はね。これはどうもあべこべじゃないかと思うのですよ。実用新案や特許は、これは当然十年、十五年

たてに切れてしまいうのだからいいけれども、商標というものは一ぺん登録してしまえば、継続がいくらでもできるのですから、登録をされる資格を欠いたものが登録されてしまう。それを継続すると、五年たつたものが五十年でも百年でもそのまま登録商標としてその権利が保護される。こういう結果になるので、どうも話があべこべのように考えるのですが、どういうお考えですか。つまり商標には除斥期間があるわけなんです。これは話が逆なようになんです、今でなくてもけっこうで

すが……。

○政府委員(井上尚一君) 商標法の例で申しますと、先願の甲がございまして、後願の乙というものがある。そうして乙について無効原因がそこにある。が、この場合におきましては、一定期間をかりに経過しましても、登録が無効になるとしますと、乙は自分の商標を使用すると、甲の商標權の侵害になり、使用することができなくなる、こういうことでございますから、特許法などと異なつて、商標については除斥期間を設けております。

○上原正吉君　そうじゃないのです。商標法案の四十七条にあるのです。最後に「商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。」とあるのです。登録すべからざるもの、登録される資格のないものが登録されてしまっている。それに対しては四十七条その他で無効審判の請求ができるのですが、その最後の段階で商標権の設定の日から五年を経過した後は無効審判を請求できない、こういうふうになつてしまふのです。商標登録無効の審判を起し得ない。これ

は特許権のように、実用新案権のように十年たち十五年たてば当然切れてしまふというものならともかくも、商標権というものは無限に継続されるのですから、商標登録の資格を欠いたものでも、一たん登録されてしまふと、五年を経過してしまふと、資格を欠いたものに対して無効の審判請求ができないとなつておる。これは大へん話が逆のようになつておるのですが、どういふお考えから出ておるのですか。

○説明員(荒玉義人君) それではたががいまの御質問に對しましてかわつて御

説明いたします。

四十七条におきましては、いわばある一定の事由に限りまして商標の無効審判を請求することができないといふふうに制度が立ててあるのであります。なぜ特許等と違えたかと申し上げます。たとえば四十七条を見ていただきますと、商標登録がたとえ第三条に違反する場合、あるいは第四条の各号があるかと思いますが、そのうちの代表的なものだけ申し上げれば一応おわかりかと思ひます。たとえば四条の場合に最も代表的な場合といたしまして

的に違うのではないかと思います。特許の場合ですと、先ほどの例で見まして、乙という人が同一発明につきまして、乙が公知になって特許を受ける、あるいは乙が公知になって特許を受ける、ある誤りによって権利を与えられたといふ場合におきまして、乙が無効審判においてつぶれても、その発明あるいは考案について実施できるといふことは変わりはないわけでありまして、ところが先ほど申しました商標の場合、乙が自分がその登録を受けたものを、たとえば六年なら六年平穩無事に使った、自分は国家によって付与された権利行使だと思つて使つておつたといふふうな場合、除斥期間がありまして、いつでも無効になる。無効になつて引つくり返つたら、自分の登録された商標は使えなくなるという意味は違つてゐる。たとへば商標はそういう意味の既得権という要素が……使つて出た既得権の保護といふことを特に商標においては考慮すべきであるといふふうな要請が商標の場合には強く働きまして、特に商標の場合には除斥期間を残したわけだと思ひます。

○上原正吉君 先願、後願の場合は特許でも商標でも似たようなものですが、そうでない、たとえば第三条の第一項第三号ですが、「その商品の產地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」、こゝういふものがかりに登録になつておつたとすれば、これは私は実例をたくさん知つておりますが、こゝういふものは当然登録資格を

欠くものが登録されておるといふわけであつて、これは四十七条によると商標権が設定されてから五年経過すると、これが無効審判を起し得ないといふのは、大へん、これが継続すれば三十年でも五十年でも百年でも二百年でも続くとおられて、これははなはだ都合だと思ひます。

○説明員(荒玉義人君) 先ほどの問題につきましても、商標法の二十六条といたしましては、登録されたといふ点でございまして、たとへば普通名称が誤つて登録されたといふと、それは登録商標として一応権利ではございまして、二十六条以下において、実質的には商標権の効力は及ばないといふことになっておるわけでございます。従ひましてあえてその場合におきましては、無効審判といふものによつて商標登録といふものを取り消さなくとも、実質的には公衆は二十六条によつてお前の商標は効力は及ばないのだといふことにしていけば、何もそのために除斥期間を除かなければ公衆が困るという面がないのではないかと、こゝういふに考えられます。

○委員(田畑金光君) 暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十八分開会

○委員(田畑金光君) これより商工委員会を開いたいたします。

特許法案は九件に対する質疑を続行いたします。

○島清君 午前、特許法をおもに中心にいたしまして、御質問を申し上げましたが、実用新案法案についてお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。

実用新案と特許との関係が、きわめて

○委員(田畑金光君) 暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十八分開会

○委員(田畑金光君) これより商工委員会を開いたいたします。

特許法案は九件に対する質疑を続行いたします。

○島清君 午前、特許法をおもに中心にいたしまして、御質問を申し上げましたが、実用新案法案についてお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。

実用新案と特許との関係が、きわめて

てあまいになるのが、この改正法案であるように思ふのですが、改正法案の第三条の二項ですか、二項では、「きわめて容易に考案をすることが、云々」といふので、きわめて容易に考案できるものは許可しないといふのでございまして、何が、きわめて容易であるかといふことについての基準を示しなつていないのであります。許可になると、十年間は権利になりますし、だれでも権利を出さなければ、その技術を使えないことになっております。権利者と利用者、消費者の利害が対立するわけではございまして、審査基準を高くすれば、一般工業界には有利だが、考案者には不利になる。存続期間も全く同様でございまして、存続期間を六年にせよといふ工業所有権制度改正審議会の答申は、一般工業界の意見を入れ、権利者の要求に反し、この言えろと思ひますが、本法案のごとく、十年にしたことは、権利を持たぬ一般工業界に不利になつたと言へると思ふのですが、特許では、答申に従わないで十年にしたことは、審査基準を引き上げるつもりなのかどうか。答申でも、附記で基準の向上を問題にしているのをごさいます、この辺の方針について御説明をお願いしたい、このように思ひます。

○政府委員(井上尚一君) ただいま御指摘の通りに、審査基準をきびしくするかのゆるめるか、あるいは存続期間を長くするか短くするかといふことは、考案者または権利者と一般第三者との利害が、相反する結果を生ずる問題でございまして、この点は、今度の法案立案の場合にも、慎重に検討した点でございまして、

御指摘のように、工業所有権制度改正審議会の答申といたしましては、実用新案権の存続期間は六年といふことになつておつたのでございまして、日本産業界には、中小企業が非常に多く、かつまた、従来は実用新案制度は、特に中小企業者の方面において利用されてきた面が非常に大きいといふ事実にかんがみまして、われわれとしては、慎重を期します意味で、関係団体の意向を文書で問うたわけではございまして、この結果、日本中小企業政治連盟あるいは全国中小企業等協同組合中央会、あるいは日本中小企業団体連盟及び日本商工会議所、そゝういふ方面の回答は、いずれも、これを現行法通り十年とするのを希望するといふ旨の回答があつた次第でございまして、民間の意見を、われわれとしましては尊重いたしまして、現行通り、実用新案権の存続期間は、これを十年といたした次第でございまして、

もつとも、その起算点は、従来は、実用新案の登録の日からとなつておりますのを、出願公告の日からとしまして、特許法との平仄を合せたわけでございます。

十年といふふうに、現行通り、六年案から、十年といふふうに長く権利を認めます場合に、当然その基準を引き上げることが適當であらうといふ点には、まさに御指摘の通りでございまして、そゝういふ点から、今般御指摘の実用新案法第三條第二項といふ規定も新たに設けられたわけではございまして、すでに公知したものは公知であるいは文献に記載になつておる、そゝういふアイデアから、当該技術分野において通常の知識を有する者が、すぐに考案できると

いふようなものについて権利を認めることは適當でないといふふうに考えたわけではございまして、言いかえれば、そこに何らかのプラス・アルファ、いわゆる進歩性がなければいけないといふことで、この第三條第二項の規定が設けられた次第でございまして、

この点につきまして御質問の「きわめて容易に」といふ表現は、非常にあいまいではないかといふ御指摘は、まさにそゝういふ疑問がたしかに残るわけではございまして、われわれ、特許権の要件として、通常の知識を有する者が「容易に発明をすることができた」といふその規定に比べまして、実用新案の場合には、通常の知識を有する者が、「きわめて容易に考案することができた」ときは、その考案については、「実用新案を登録しない、許可しない」といふことにいたしましたのは、この間、多少そこに特許の対象としたことの発明、言いかえれば、要件として、特許の場合と実用新案の場合の要件に、多少程度の違いを認めまして、実用新案の場合には、特許の場合と比べれば、少し基準をゆるやかにしたといふことでございまして、

が、しかしながら、従来と比べますれば、こゝういふ規定が新たに入りましただけでも、新規であるといふことだけではなくなるわけではございまして、新規であるといふこと以外に、こゝういふ、きわめて容易に考案することができるといふアイデアは、これを権利の対象から除くといふ意味で、今申されました審査の基準の引き上げと申しますか、審査の場合に、これを考慮に加えていこう、こゝういふ考えでございまして、

○委員(田畑金光君) 暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十八分開会

○委員(田畑金光君) これより商工委員会を開いたいたします。

特許法案は九件に対する質疑を続行いたします。

○島清君 午前、特許法をおもに中心にいたしまして、御質問を申し上げましたが、実用新案法案についてお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。

実用新案と特許との関係が、きわめて

○委員(田畑金光君) 暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十八分開会

○委員(田畑金光君) これより商工委員会を開いたいたします。

特許法案は九件に対する質疑を続行いたします。

○島清君 午前、特許法をおもに中心にいたしまして、御質問を申し上げましたが、実用新案法案についてお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。

実用新案と特許との関係が、きわめて

の中のたとえ第一類に、化学品、薬剤及び医療補助品という項目がございしますが、この中で、化学品の中には、いろいろ塩酸、硫酸、硝酸というふうなものが入るわけでございます。ここで、もしその小分類と申しますか、一番小さな分類に基きまして、硫酸なから硫酸というふうなものを一つその指定商品といたしましてきめました場合には、硫酸以外の化学品について、塩酸、硝酸等については、不使用取り消しの対象に、これはなり得るわけでございます。が、しかしながら、これをもし化学品というふうに指定をします

するならば、その化学品という指定商品の範囲内において、いろいろ化学品がございしますが、その中のAならAというものについて、商標を使用しております場合には、B、Cというふうなものについて使用していないような事

実がございまして、これは指定商品が、化学品ということになっていますが、関係上、これは、不使用取り消しの対象にならないと、こういうふうに、これは出願人が、商品を指定する場合の考慮のいかんによつて、その不使用

違っているわけではな^いで、まして、この点だけ申し分なく、小分類よりは、中分類という分類の商品を指定しておく方が、出願人ないしは権利者にとつては有利だ、^{（一）}かように考へてゐる。

○上原正吉君　ちよつと関連して。
 その場合、たとえば第一類の商標を
 出願して、化学品、薬剤及び医療補助
 品、三つの指定して商標登録をしてある
 品、そこで製品は化学品とだけつてお

之三一書曰：伊三占方，伊三占方。

ると、薬劑及び医療補助品については、不使用取り消しの審判請求を起し得るかどうかというのを伺いたいと思ふのですが。——同じ類の中で、三つに分れておるといふような場合。

○政府委員(井上尚一君) 今の御質問は、化学品、薬劑及び医療補助品という指定で、そして化学品にのみ商標を使つておるといふ場合に、薬劑、医療補助品について使つていないという事実があれば、これは不使用取り消しの対象になるかという御質問であらうと存じます。それは不使用取り消しの対象になると思ひます。

○島清君 その類似の商品について、まあ類似商品というものの範圍を、どこで定めるかという問題についてお尋ねをしたいのですが、商標の法案には、至るところに類似する商品という文字が使われているのです。その範圍は、一体どの程度か。どの範圍か。それがなかなか明確を欠いているのです。で、その点について、もつと一つ明確に御説明をお願いしたいと思ふので

○政府委員(井上尚一君) 商標法上、商品の類似というのは、非常に重要な問題でございまして、この点につきまして、普通、商品の類似か否かということに判定しますためには、いろいろの要素があるかと思ひますが、まずその商品の生産者が同じであるかどうか、あるいは商品の材料や製法が同じであるかどうか、あるいは商品の用途が同じであるかどうか、あるいは商品の販売部門が同じであるかどうか、あるいは完成品と部分品との關係に差があるかどうかというふうな、そういうふうな基準に基づきまして考へるわけ

でございますけれども、今申しましたような基準の一つにでも該当すれば、商品が類似であると認められる場合もございます。また反対に、二つ以上に該当しなければ、類似でないといふような場合もあるわけでございます。結局これは、非常にむづかしい問題ですが、商品ごとに、具体的な事情を総合的に勘案してきめるといふことにならざるを得ないわけでございます。こゝう申しましては、非常に抽象的になりますので、一応、従来の審判例の中から、二、三のものについて具体的に申し上げてみたいと思ひますが、毛織物と綿織物ということになりま

す。と、これは、もちろん販売部門だとか用途が同一でございまして、材料はどうか違ひまして、これは類似商品になるか、こゝういふふうにならぬかは考へております。それからまた、もう一つの例として、たとえば植物性油と、動物性油脂と、それから鉄物性の油、これは、植物性ないし動物性の油と鉄物性の油といふものは、これは原料、材料も違ひ、製造方法も違ひ、また製造の部門も違ひといふので、これは従来の審判例としては、非類似商品といふ扱い方になつております。それからもう一つ、また例を申しますれば、電動ミシンと電気通信機とか、測定器だとか、電池、そ

ういふものは、これも同様に、ミシンとそれから電気測定器だとか、通信機だとかいふものは、製造販売部門、あるいは用途はもちろんとしまして、違ひといふようなわけで、これはだいたい前の審判でございまして、これはだいたい非類似商品といふふうになつてお

りま。まあこゝういふふうには、非常に具体的な事情に応じて、商品の類似は判定しなければならぬわけでございます。まあ一応の基準としましては、先ほど申し上げたような通りでございます。○島清君 防護標章の範圍について、お尋ねをしておきたいと思ふのですが、防護標章が、將來、商標の防護に目的があるならば、第四條の十二号で、同一の商標登録にかかわる指定商品だけでなく、類似の商標を出願したり、指定商品と類似の商品について出願しても、これを許さないことにする必要があるような気がするのですが、この点はどうかと思ひます。○政府委員(井上尚一君) 商標法の効力は、同一または類似の商品に及ぶわけでございますが、非類似商品には及ばないといふことになつておりますので、非常に著名になりました商標の保護といふ点から申しますれば、これでは十分でないと思ひます。このたび防護標章制度を設けた次第でございます。しかしながらその防護標章制度を設けましたことに關連いたしまして、ただいま御指摘の商標法の第四條、すなわち商標登録を受けることができない事由が列挙してございまして、この中で第十二号に、「他人の登録防護標章と同一の商標」は、これを登録し得ないといふことになつてゐるのを、もう少し

し拡大して、同一または類似の商標についても登録し得ないといふことにした方がよいのではないかという考え方があるわけでございます。いろいろも、この点につきましては、いろいろ検討いたしました結果、やはり原來通り防護標章と同一のものといふことだけに限定した方が、むしろ適當であるといふふうになつておりました。と申します理由は、非常にこれはデリケートな問題でございまして、例として申し上げてみたいと思ひますが、ある甲な

ら甲という非常に著名な商標があつたといふ場合があります。そしてこの場合に、Aという商品について、その甲の商標が使われている。そしてBという類似商品がそこにある。それからCはAから見れば非類似商品である。そういうような場合につきましては、Aについて甲という商標を使うことは、これは問題がなく、それからBにつきましても、これは甲の商標の効力は及ぶわけでございます。そして、もし他人が、Bについて甲という同じ商標を使えば、それは禁止の対象になるわけでございます。その場合に、Cという非類似商品ならばどうかといふことでござい

ますが、その場合に、Cという非類似商品ならばどうかといふことでございしますが、この場合に、そのCについて、甲という商標を取つておけば、甲という著名な商標を持つておる権利者としては安心でございます。非類似の商品Cの商品について、甲という商標を防護標章として取つておくといふのが、この今般の防護標章制度でございまして、今御質問中にごさ

いまして、そのCのまた類似商品にまで拡大して参ります。といふと、これはCという非類似商品の類似でありまして、Aと混同を生ずる場合と

生じない場合とがあるわけでございます。して、その混同を生じないような場合までも包含して商標の不登録事由と認めますことは、不正競争防止法でも保護されていない範圍にまで、防護標章の権利者の利益を確保するといふ結果になるわけでございます。この点は何かと考へましても行き過ぎではないかと思はれるわけでございます。そういうわけで、今般、新たに設けることにな

りました防護標章制度につきましては、この第四條の不登録事由といふことは、ただいま申しましたような理由で、防護標章と同一の標章といふことにこれを範圍を限定する方が、第三者との利益のバランスといふ点から考へたわけでございます。○上原正吉君 ちよつと關連して。防護標章について、先ほどのお話に、同じ第一類の中でも、化学品について登録商標を持つておる、その登録商標を、化学品、薬劑、医療補助品全部について、登録商標を持つておる、しかし、使つておるのは、化学品だけだ。そうすると、薬劑、医療品については、不使用による取り消しの審判を請求し得るということになります。化学品について、商標を使つておるものは、同じ類の中であるといふほどよく似ておる、医療補助品、薬劑についても防護標章を取つておかなければならぬ、そうしなければ、防護できないといふことになつてゐるわけですか。非類似のものでさえ防護標章が取り得るの品物についても、同じ類の中である品物についても、防護標章を取つておかなければ安心できないといふことになつてゐるわけですね。

○政府委員(井上尚一君) 今御指摘の
ような場合は、御承知のように連合商
標制度もございまして、連合商標制度
で、その保護ができるのではないかと
思いますが。

○上原正吉君 どうか、係にちよつ
と。

○説明員(荒玉義人君) それでは、か
わつて御説明いたします。

今の場合ですと、化学品なら化学
品が指定されておるとしまして、薬剤
については、どうなるかという問題だ
と思ひますが、大体特許庁の考え方と
いたしましては、先ほど商品の類似基
準という面から見まして、化学品とい
うのと、薬剤というものは、商品とし
ては類似でないというふうに一応考へて
おるかと思ひます。その場合におきま
しては、従つて化学品で著名なものに
つきましては、薬剤については、一応
防護標章を取ることができると。また
取りませんと、普通の商標であります
と、先ほどの不使用取り消しの場合で
も申し上げましたように、使わないと
取り消されることがになりますので、
やはり防護標章を取つておいた方が
が商標権者としては、自分の権利が安
全に守られるということになるのでは
ないかと思ひます。先ほどちよつと連
合商標という話がございましたが、こ
れは原則として、薬剤は、化学品と非
類似だと思ひますが、かりにその中に
化学品と類似なものがボーダーライ
ン・ケースとしてあるといったような
場合は、これはもちろん類似品につ
いては、連合商標という制度によつて
カバーできるかと思ひますが、大部分
薬剤の場合は、非類似品だと思われま
すので、繰り返して申しますが、化学

品の商標権者は、薬剤につきまして防
護標章を取つておいた方が妥当かと思
われます。

○上原正吉君 そうしますと、現在第
一類で化学品、薬剤及び医療補助品に
ついて、三つとも商標登録を受けてお
る同じ商標を、それを薬剤だけを作つ
ておるか、あるいは化学品だけを作つ
ておるかという場合においては、さら
にその登録されておる商標のほかに、
同一商標について防護標章の登録を受
けることができるかどうか。

○説明員(荒玉義人君) それは、できる
というふうに考へております。従い
まして、化学会社で現在、薬剤、医療補
助品自体もつておるものと思ひます
が、化学会社ですから、将来薬剤に対
しては商標を使用しないという事態も
考へられますので、まあそういう事
態に対しては、防護標章をとつておけ
ば、薬剤について使わなくなつて取り
消されることもありうますので、権利
擁護については、とつておいた方が便
利だ、こう思われます。また現在の薬
剤について、あるものについて、あ
わせて防護標章をとるということも、別
に拒絶する理由にもなつておりませ
んから、当然とれるものと思ひます。

○上原正吉君 この場合、防護標章の場
合、同一とは――純理論的に同一とい
うのはあり得ないと思ひますが、ど
ういうふうに解釈しておいでなものでし
ょうか。たとえば百円銀貨を二つ並べ
て、これが同一だとは言ひ切れない
のですから、同一の商標とか商標とい
うものは、どういうふうにお考えになつ
ていらつしやるか、お尋ねしたいと思
ひます。

○説明員(荒玉義人君) ただいまの問
題は、具体的に申しますと、登録され
た商標といふものは、御承知のよう
に商標見本というものを特許庁に差し
出したのが、それが登録された商標と
いうことになるわけでありまして。た
とえばかたかなでサントリリーならサント
リーというふうに、縦書きなら縦書き
で登録商標を出して参りますと、ロー
マ字でサントリリーと書けば、もちろ
ん当然、同一でないわけでありまして。縦
書きを横に書いても同一でない。原則
としては、商標見本通りだというふう
に一応考へられるわけでありまして。た
だそうしますと、この、世の中に同じ
ものがないかということでありま
す。たとえば、大きさを變えまして
も、もちろん同一であると思ひます。
それから色につきましては、たとえば
三つ葉なら三つ葉というものを黒で登
録商標に出しておきますと、赤の場合
には、先ほどの考へ方から言いますと、
これは類似でございしますが、あとで規
定を別に設けておきますが、その場合
におきましては、黒の登録商標、黒の
三つ葉が登録された場合に、緑で三つ
葉を使ひしても、同一であるという
のが取引上の通念でありますので、そ
の色のことだけにつきましては、先ほ
どの厳格な同一というのを掲げて、あ
る程度色をかえても同一でございま
すというふうに、この改正案では考へて
おるわけでございます。

○上原正吉君 文字で表現されてお
る場合には、それでよくわかりました
が、設例されました三つ葉のような格
好の場合は同一かどうかということ
も、いろいろ議論のあるところではな
いかと思ひます。ことに図形でござい
ましたら、なかなか同一といわれるも

のは、少なからうと思ひわけなんで
す。たとえば花のような格好の場合に
は、何の花かわからないというふうな
もの、それを同一なものだといふの
は、何かそのどういふ呼称が生まれて
くるかわかりませんが、何とも呼称の
生まれてこないような図形も、当然登
録されるわけなんですから、そういう
ものが同一ということになつてくる
と、そういうものは、どういふふう
に解釈なさるか。

それからまた、たとえばウサギじ
しというふうな呼称が生まれてくるよ
うなウサギの絵、それが商標として登
録されておる、そうすると、そのウサ
ギの格好が立っているのも坐っているの
も走っているのも、いろいろできてく
ると思ひますが、それがことごとく同
一と見なされるかどうか。こういう点
もお考えを承つておきたいと思ひ
ます。

○説明員(荒玉義人君) ただいまの設
例の場合、いろいろ具体的にはケースが
あるかと思ひますが、大体先ほど申し
ましたように、同一といふものは、登録
された図形なら図形というものを、ど
うせ大小その他はこれは具体的には違
うと思ひますが、一応そのまゝのものだ
といふのは同一だ、たとえばその場合
に、ウサギの格好が、右を向いてい
ると左を向いておるのとはどうかとい
いますが、やはり右を向ければ、一応右を
向いた形で具体的な商標は使つていく
というふうにお考えしておりますので、
やはり左を向ければ、これはまた別な商標
としてあり得るかと思ひます。あくま
で原則としては、大小は別といたしま
して、登録された図形の形のままです

うということが、同一の使用じゃない
かと思ひます。

○上原正吉君 そうなると結局、範圍
の――今までの、いわゆる確證審判
で、ここでは、解釈を求めなければなら
ぬといふことになつてくるわけです
か。

○政府委員(井上尚一君) さようで
ございます。

○上原正吉君 防護標章は、建前とし
ては使わないものだといふふうに法文
の上から解釈される、使わないで、自
分の使つた商標を防護するために登録
する商標だといふふうには解釈されるわけ
なんです。これを使つたら、どうなる
かということなんです。これを商標とし
て使つたら、あるいは他人の登録商標
を侵害することになりますかと思ひ
ますが、どうなるんですか、なるこ
とがあるわけですか。

○説明員(荒玉義人君) 防護標章と申
しますのは――もともと使つておきま
すのかという意味でないでございま
す。使わなくても、不使用取り消し
の対象にならないというだけございま
す。

従ひまして、その商標を、普通の商
標ですと、いわゆる登録商標を指定商
品について使用することができる権利
というふうに、はつきり書いておきま
すから、登録されたままですつた場合
におきましては、他のいかなる権利に
も抵触するということは考へられない
わけなんです。ところが防護標章とい
うのは、他人がそれを使えば、商標権
侵害になりますぞというだけのことで
ございまして、それを自分が使つた
場合に、他人の商標権侵害になつて

排除されるという事態が起りますの
は、あり得ることかと思ひます。

○島清君 商標の使用権乱用によりま
す商標権取り消しについてお尋ねをい
たしたいと思ひますが、改正法案は、
商標について、使用権を認めることに
したので、使用権者の商品が、それと
も原商標権者の商品が、これはまこと
に不明だと思ひます。

そこでそこら起つて参りまして消
費者が迷惑する場合がありますが想像
されるわけですが、そこで改正案が
五十三条において、使用権者が乱用し
て商品の品質を落して一般公衆に迷惑
を及ぼすようなとき、だれでも、その
商標権の登録取り消し審判を請求でき
ることにしてあるんですね、で、右の
処置は当然と思ひますけれども、一挙
に商標権そのものの取り消しに及ぶの
は少し厳格に過ぎるのではないかと、こ
ういふふうに思ふんです。で、一応
使用権設定の取り消しをすれば、それ
でいいのではないかと思ふるわけな
んですが、審議会の答申もそのように
なっているかと思ひます。

そこで、あえてこの審議会の答申と
異なるような形をおとりになつたの
は、どういふ理由に基くのか、それを
御説明願ひたいと思ひます。

それから改正法案では、団体標章を
やめて、使用権を認めることによつて
補つておきますけれども、もし団体の
一員が、商標を乱用したために、団体
の持つてゐる商標そのものが取消審判
の請求を受けることになる危険が起る
のではないかと、こゝういふふうに想像で
きるわけですね。こゝういふ場合に、ど
のような処置がとり得るかどうかが。

この二点について、御説明願ひたい
のでございませう。

○政府委員(井上尚一君) 工業所有権
制度改正審議会の答申では、ただいま
の商標権につきましても、使用許諾制度
を認めました場合に、もし商品の品
質について誤謬、混同を生ずる結果、
一般第三者の利益を害するような場合
には、これを改善防止する措置として
して、使用権の取り消しというものが
認められるという方法が答申中に加え
られましたことは御指摘の通りでござ
います。が、われわれとしては、
その答申の線に沿ひまして立案を進
めたわけではございませうけれども、さ
てこれを法文化することになりますと、
使用権と申しますのは、契約に基きま
しての債権でございませうので、そ
ういふ場合に、その使用権取り消しのため
の審判を請求する、そして審判に入る
というふうな、そゝういふ事態が生じま
した場合には、その商標権者と使用権
者との間の契約が解除されてしまふ
やうなものと、契約解除によつて、審判
によります取り消しの対象としまして
の使用権そのものは消滅してしまふわ
けでございませう。そして、審判は、目
的を達しないので終つてしまひますと、
また契約を締結して、その商標権者と
使用権者との間で、当該商標の使用が
使用権者において続けられるというよ
うなことになりまして、実際上、実効を
上げることはできないわけではございま
す。そゝういふふうな法律立法上の困難
という理由によりまして、われわれと
いたしましては、むしろさかのほつて、
本件自体、すなわちこの場合には、
商標権自体の取り消しというものを
制度として設ける方が有効、的確であ
るというふうに考えたわけではございま
す。が、しかしながら、その場合には、
当該商標権者にとつて、あまり酷な
結果になりましてもいけないわけでは
ございませうので、御指摘の五十三条にお
きまして、当該商標権者がその事実
を全然知らなかつたという場合におい
て、相當の注意をなしておつたとい
う場合は、これを除きまして、こゝうい
ふ場合には、審判請求はできない、とい
うふうに、反面において、相當の注意
をなした、怠らなかつた商標権者の保
護も、同時にあわせて考えた次第で
ございませう。

それから次の団体標章につきまし
て、この規定を廃止しましたのは、一応
商標権の使用許諾制度を設けました結
果、従来のように複雑な方法で、また
登録料も高額な登録料によつて認めて
参りました団体標章制度を存続する実
益がなくなつたわけではございませう。団
体の一員が商標を使用した結果、この
商標権の取り消しということによつ
て、ほかの一般団員が迷惑をこうむ
る場合について、どう考へるかという
のが御質問の御趣旨であつたかと存じ
ますが、現行法におきまして、団員
が、一応きめられました使用以外の使
用をいたしました場合には、三十一条
という規定によりまして、これを取り
消すことができるということになつて
いるわけではございませうけれども、今後
の問題といたしまして、団体内部の
規約その他の方法によりまして、そ
ういふ使用の事実について、団体当局に
おきまして相當の注意をなしておりま
す場合には、今申しました理由で、こ
れは審判請求をすることはできないわ
けでございませう。そゝういふ点につ

まして、団体側の注意、管理を十分徹
底させて参るといふ方向で指導して参
りたいと思ひておられます。

○阿部竹松君 第一点目から二点、三
点とお尋ねしたいわけですが、御承知
の通り、この法律は、大正十年で
か、今より四十年前にできた法律です
から、法学者といへども、その後時代
も變つておられますし、相當内容が複
雑ですからわからないという状態で、
十日ほど前の新聞に、大衆正義とい
ふ人の、突如として改正法を出してき
たといふふりの記事がございまして、
私は、大衆さんのように、政府が突如
として出してきたとはいへないと思
せんけれども、それほど國民が、この
法案について関心を持たないし、持
たとしてもなかなかわかつたらしい法案で
あるといふように考へておられるわけ
でございまして、最前から、島委員その他
の委員の質問に対しても、頭腦明晰な
井上長官ですら、明確に御答弁できな
い、それぞれ説明員のお力を借りな
ければならぬ、こゝういふような状態
で、相當内容が多様になつておるわ
けですが、第一番の、この特許法等の
施行に伴う関係法令の整理に關する法
律案といふのがございまして、この第
四條に、「第九十六條第三項中「又は
第百條第一項第一号」を削る。」、そ
の次に「第百條を次のように改める。」
「第百條削除」、こゝう書いてございま
す。これは、前回の委員会の法案の改
正要綱にも出ておりませんし、提案説
明にも出ておりません、これはどうい
うわけか、この項が突如として出てきたか、
その点をまずお尋ねしたいわけでは
ございませう。

○政府委員(井上尚一君) 先般、この
委員会でお配り申しました資料に、特
許法等の施行に伴う関係法令の整理に
關する法律案要綱といふのがございま
した。その法律案要綱の第四項の一番
最後のところに、「特許の取消制度が
なくなつたことに關連して特許法第百
條を削除した。」といふことがござい
ます。この要綱につきましても、先般、
この委員会でお説明申し上げました場
合に、私としまして、この点についても
触れたつもりでございませうが、今般、
特許につきましても、従来のような取
消しという制度がなくなりまして、強
制実施を認めるということによつて、
必要かつ十分であるということにな
つたわけではございませう。この特許法第
百條は、取り消しという制度があるこ
とを前提として規定でございま
すので、その關係で、今般、特許法第
百條は、削られるということになつた
次第でございませう。

○阿部竹松君 その点ですが、これと
同じような内容を持つた条項が、イギ
リス特許法の四十條の三項の三です
か、あるいはまた、カナダの特許法の
三十條に明確にこれは載つておるわ
けです。御承知の通り何条か忘れた
けれども、アメリカも、その通りで
す。何のために日本が突如としてこれ
だけ、ぼつんと切り離されたかとい
う理由をお尋ねしたいわけなんです。

○政府委員(井上尚一君) 今申しま
したことの繰返しになるわけではござ
いませうが、特許法第百條におきま
しては、特許権を取り消すことができ
るという制度が、現行法ではございま
した。が、今回の新法案では、その特許の取
消しという制度自体をなくしたわけ
でございませう。で、今般は、その強制
実施といふことだけでもつてまかな

第九部 商工委員会會議録第十六号 昭和三十四年三月十日【参議院】

ていくというふうに、特許法上の制度が切りかえになりましたので、この百条、独禁法の百条という規定は、その点から申しまして、これを続ける理由がないということになったわけでございます。

○阿部竹松君　そうしますと、この独禁法ですね、公取法の除外例を設けた法律が多々あるわけですね。これもやはり一つの除外例ということに判断してよろしいのですか。独禁法の一部除外例というふうに判断してよろしゅうございませうか、どうなりますか。

○政府委員(井上尚一君)　除外例ではございませんで、独禁法中、これまでの現行特許法中の制度を取り入れていたその制度が、廃止になった結果として、反射的に独禁法の規定が改正になった、こういうわけでございます。

○阿部竹松君　独禁法の規定が改正されるということですか。その辺、もうちょっと明確に、僕はよくわからないから、質問を重ねてやっておるかもしれないが、その辺、独禁法との関係、この四条ですが、それと独禁法との関係が、どういふことになるかというのを少し詳しくお尋ねしておるのです。

○政府委員(井上尚一君)　もう一度申しますが、独禁法百条の規定で、特許の取り消しという問題について規定が設けられておるわけでございますが、この特許の取り消しというのは、従来の特許法上、そういう制度がある関係上、独禁法中にそういう規定が設けられていたわけでございますが、その現行特許法が、改正になりました、その

制度自体が取り消すということ自体が、もう今後は、そういう事情自体がなくなつたわけでございます。そういう結果としまして、この独禁法百条の規定の必要性、存続の理由がなくなつたというふうに了解して申し上げた次第でございます。

○阿部竹松君　了解といつても、あなたの答弁通り解釈すると、特許法は、大正十年にできておりました、独禁法は昭和二十二年にできておるわけですね。そうすると長官の解釈では、全然関係がなくて、何らここに改めるとか改正するとかいふ必要がなくなる、あなた今の答弁でいくと。

これは何のために、こういう条項を設けられたかということをお尋ねしておるのです。長官のおつしやる通りではちよつと理解しがたいのですかね。

○政府委員(井上尚一君)　特許法の方が、はるかに古い制度でございますが、その従来の特許法中に、特許の取り消しという制度がございましたので、この独禁法の百条におきまして、これは、従来の特許法中にあつた特許の取り消しということを引つづけておる。そしてこの百条という規定が設けられておるわけでございます。

そのものとの特許法の規定が、制度が、今度の法律改正でもってなくなつてしまふので、ですから、この引つづけておるものと制度の取り消しという制度がなくなつてしまふますので、その関係で、独禁法の百条の方は、これの改正を加へざるを得ない、言わば取り消しという制度がなくなりましてから、これを規定

としても削除するということになったわけでございます。

○阿部竹松君　そうしますと、この審議会というところで審議をなすつて、長官のお手元、まあ大臣のお手元でしようが、答申をしておるわけですね。そうでしょう。そうすると審議会が答申をなすつておるわけですね。その改正案項、まあ審議会の意向を全部入れたか入れぬかは別ですが、この点は、いかがですか。審議会で答申をやつて、あなたの方で改正案をお作りになつた、こういうことですか。

○政府委員(井上尚一君)　工業所有権制度改正審議会で、六カ年にわたりまして審議の結果、答申が出ましたわけでございます。でその答申に基きまして、今回の法案を作成したわけでございます。

○阿部竹松君　そうしますと、私は解の相違かどうかわかりませんが、本問題に關しては、審議会の答申と逆になるように、私には解釈されるのですか。全然そういうことでございませぬか。審議会の答申した趣旨が生きておると、こういうふうに解釈できるわけですか。

○政府委員(井上尚一君)　これは審議会の答申には、特許の取り消しという制度をなくするということに入つておりますから、その点では、審議会の答申の趣旨に、これは沿つた改正ということになると思ひます。

○阿部竹松君　あなたの方からいたしたあれには、私の解釈の違ひが少しありませんけれども、必ずしもそうなつておりません。しかしまあ、それは次に譲るとして、その次に、内容をお尋ねする前に、職員増員計画というものがございまして三百七十五名、これだけなければ、法案が改正されたとしても、お仕事ができないと、こういうことになるわけですね。

これは単なる机上プランですか。これは大臣にお尋ねした方がいかもしれません。

○政府委員(井上尚一君)　法律改正を今行いまして、同時に並行いたしまして、特許庁の審査審判事務の促進、迅速化をはかるというところは、われわれにとつて至上命令でございますので、われわれとしましては、その方向に今後できるだけ努力をいたして参りたい。そういうわけで、これは毎年予算折衝當時に、予算折衝の基礎資料として、毎年審査審判の処理計画というものを作るわけでございますが、最近、この法案について御審議を願うことに關連しまして、われわれとしましての今後の審査審判の処理計画というものを作成したわけでございます。

で、現在、非常に長い月日を要しております審査の実情を何とか改善いたしたい、こういうわけで八カ年計画をいたしまして、昭和四十一年には特許実用新案については一年二カ月ぐらゐまで、出願から権利としての設定日までを、そういうふうに短縮したい、そういう目標を作りまして、そしてその目標を達成するために、必要な人員はどうなるかということ、従来の長年の経験によりまして、審査官一人当りの処理能力というものを考え、また新人、旧人のその辺の力のニュアンスというものを考慮に加へまして、そして今申しました目標達成に必要な人員としまして三百七十五名

の増員を、今後の問題として、この増員の確保にわれわれとしましては努力をして参りたい、そういう趣旨の計画でございます。

○阿部竹松君　私は、その理由を聞いておるのではありません、たとえば本年度、人員の予算を含めて三百七十五名が認められたものかどうか。あるいは三百七十五名が二百七十五名になつたか、それとも、本法案が改正されて実施されるという場合も、この三百七十五名、一人も採用してもらへぬという場合の状況をお尋ねしておるわけですね。

長官から御説明聞くまでもなく、特許庁へ出願しても半年、一年だと、まことに評判が悪い。しかし、いつて、特許庁の職員の方が遊んでゐるわけじゃないのです。仕事があり膨大に重なるから、幾ら努力しても、結局判をつくのがおそくなるというのが実態ですから、人員その他の問題については、先日、栗山委員が質問しておりましたから、そういう点には触れませんが、三百七十五名というのは、本年は、一体全部認めてくれるのかどうかというところ、これを認めてもらわなければ、いかにりつぱな法律を作つて、改正してどうやると言われたつても、仕事ができるのかできぬのかというところ、端的に、その結果が、どうなりますかというお尋ねをしておるわけですね。

○政府委員(井上尚一君)　三十四年度の予算としましては、われわれは二十名の増員というものを認められまして、目下参議院で御審議を願つておるわけでございます。これ以外に、今後、三十五年度以降の問題としまし

た、三十五年度以降の問題としまし

て、われわれとしましては、今の数字をできるだけ確保をしたいと、そういうふうに考えております。

○阿部竹松君 次に特許について、政府で、たとえば工業試験所とかあるいはまた電気試験所その他の政府の研究所その他でやはり出願をして、これは政府名義になろうと思ふのですが、大体、件数において、どのくらいあるわけですか。

○政府委員(井上尚一君) それは三十二年について申し上げます、三十二年で、権利として、特許、実用新案または意匠でございますが、その政府関係機関におきまします研究の結果として、権利として登録になりました件数は全部で百十四件でございます。

○阿部竹松君 それは全部を含めてですね。政府のあらゆるその試験所、今申し上げましたその他を含めて百十四件、こういうことでございますか。

○政府委員(井上尚一君) これは、通産省の工業技術院、それに文部省、農林省、郵政省、運輸省、そういう関係各省を通じてした件数でございます。

○阿部竹松君 そこで、大臣に一つお尋ねしたいわけですが、そういうところで、工業試験所なり電気試験所、まあこれは水産試験所もあるかもしれませんが、そういうところで、政府の名義で登録した。それが登録しても、政府は、その製造機関あるいはその商品化する措置を講じておりませんか、それとしますと、その政府が持つておる権限を、どういふふうな方法で、たとえば電気なら電気、一つのコイルならコイルの発明を横河電機にやるとか、あるいは日立にやるとか、三菱にやりましようとか、こういうようなことは、

どういふふうな方法で、政府の持つていふ発明を使用させるかというところをお尋ねしたいわけですが、これでも、こういうふうな一つの政府の持つておる新案、特許ができたら、これを一つ、競売に付してやろうということになるのか。その点を一つお尋ねしたいわけですが。

○国務大臣(高橋達之助君) これは、この政府が持つております特許権は、ちゃんと公示されますから、これは民間の希望によりまして、それに一定の料金を課して、実施されておるわけでございます。

○阿部竹松君 そうすると、井上長官、あれでしよろね、国有財産ということになるわけではしよろね、これは。

○政府委員(井上尚一君) そういふことにはなっていないと思います。

○阿部竹松君 そういふと、国有財産処理法によつて、これはやるといふことになるわけですね。

○政府委員(井上尚一君) そういふ国有財産として処理するということになると思ひます。

○阿部竹松君 まあこれ以上は、特許庁長官に聞くのが正しいものかどうかわかりませんが、それと、その種のものが正しく国有財産処理法によつて当てはまつておるかどうかと、これはどうも、私も特許庁長官に聞くのが正しいものか、通商産業省の行政措置の一環としてお尋ねするの点の解釈、いかがでしよろね。

○政府委員(井上尚一君) 特許庁として、直接、具体的な点につきましまして、詳しいことは存じませんが、実施契約を締結いたしました、そうしてその

実施に対する報酬——対価を取り、国庫に収入になつてゐるわけでございますが、三十二年度におきまして、国庫収入が約二千万円に上つておる状況でございます。

○阿部竹松君 一件の発明をするに、二千万円ぐらいはかかるわけですが、一つの発明をやるにもですね。安いもの、それはもう千円か二千元でできるかもしれないけれども、電気試験所とか工業試験所、その種の研究をするときには、一つのものでも二千万、三千万かかるわけですね。しかし、総合計、百十四件で二千万とは、実に安いような気がするのですがね。膨大な国費と膨大な人財を使つてだね。どうもそのあたりで、ほんとうに、政府の権限であるから、国有財産であつて、国有財産処理法に基いて、正確に正しく日本国民に利用されておるかどうかというところに、私は疑問を持つわけですがね。

そういうの何か調べるデータございませんか。たとえば百十四件のうち、どういふ発明は、どこどこ会社について、どういふ仕事はなさつておるか。そういう発明は、どこどこ会社について、というのは、特許庁ではわかりませんか。

○政府委員(井上尚一君) これは、その実施料として、その国庫収入に見合ひして、この当該発明者に対して、補償金というものを払つておるわけでございます。その補償金に關する事務は、特許庁で便宜上これを担当してゐます関係上、関係各省の方から、請求書がこちらにくるわけでございます。この点である程度、今の御質問の、どこどこいふふうな國の発明

のその特許技術を使わしてゐるかというところは調べがつくかと存じます。

○阿部竹松君 たとえば、土地はどここの省で持つとか、あるいは、國の、國鉄は運輸省が持つてゐるとか、いろいろな権限の分野が明らかですが、この國のとにかく権限に属する発明は、どこで管理をしておるわけですか。管理しておるところですね。

○政府委員(井上尚一君) これは、工業技術院なり、文部省なり、農林省なり、郵政省なりという、その当該関係官庁でもつて、それをやつております。

○阿部竹松君 そうしますと、一カ所にまとまつたものでなくして、大体、その発明したところから——その省な、局なり、そこにあると、こういうことなんでしょうね。——わかりました。

その次に、まあ戦時中の例をとると一番いいのですが、それそれ個人個人で、いろいろものを発見し、発明した。しかし、公共の福祉云々とか何とかという文句で、通産大臣が、これをまとめたり、それを取り上げたり、払い下げたりすることができ、そういうふうな、それで、通産大臣が、そういう裁定ができる、しかし通産大臣が裁定して、うんとやういふときには、通産大臣が、どなたかに諮問してやらせることができないということがあるんですか、本改正に當つて。

○政府委員(井上尚一君) ちょっと御質問の趣旨をつかみかねたのですが、それは、國が持つておる特許権についての問題でございませうか。

○阿部竹松君 いや、個人……。

○政府委員(井上尚一君) 今申されました点につきましては、公益上の理由

があるという場合、その当該権利者以外に、その特許技術を使わせることが必要であると認められます場合には、一定の順序を踏みまして、これは通産大臣が、審議会の議を経て裁定することができると規定が、今度特許法中に設けられております。

○阿部竹松君 そこで國の利害に關係してゐるからと言つて、井上さんが持つておる権利を、通産大臣が審議会の議を経て、よそに使ふことができないわけですね。

しかし外國の例ですね、大体その極端な例になります、戦時中とかいふので、その場合は、何と何であるかということを明記しておるようなんです、しかし今度の法案では、そういう点が明記されてゐない。ただ單に國の利害とか何とか、そういう簡単なもので通産大臣が審議会の議を経てやることはできる、こうなんです、これは、規定しておく必要はございませんか。

○政府委員(井上尚一君) 特許法の九十三条が、御質問の問題の条文でございますが、特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であると認めるといふような場合には、特許発明の実施を希望しますものが通産大臣の許可を得まして、その特許権者等に協議を求めるといふことになつてゐます。協議が成立しない場合には、通産大臣が裁定をするわけでございます。

で、この場合におきましても、一方の當事者から、他方に対しては、答弁書の提出を求めました、あるいはこの裁定の場合におきましては、通常実施権を設定すべき範圍をきめまして、また同時に當然対価の額あるいは支払い

方法についても、これはきめるわけでごさいます。もし権利者の方で、その額等につきまして不服な場合には、これは撤回を提起することができるといふことになっております。また裁定自体に対して不服の場合には、訴願することができるといふふうな規定を八十六条、八十七条等に設けまして、この辺につきましては、権利者の利益の保護という点については、十分考慮を払っているわけでごさいます。

○阿部竹松君 その段の御説明がありました。その前段の項の協議を求めることができる、というまでは理解できますが、あとは大臣が裁定をやるのですから、必ずその本人の意思が盛り入れられているかどうかかわりませんし、公共の利害という判断が、何をもつて公共の利害と判断するかということが問題にならうかと思ひます。

ですから、今申し上げました通り、外国では、私よりも長官の方が研究なさっているのですから、よくおわかりだと思ひますが、どういふ場合かというのを、明細に例をあげているのです。私の説んだ外国の例では、しかし日本の場合は、きわめて漠然、公共の利害というものは、何をもつて判断するのかというところ、もつとこのあたり、もう少し明確にならぬでしょうかというところをお尋ねしておるわけなんです。

○政府委員(井上尚一君) できますれば、御意見の通りにこういふ場合といふふうに、限定的な列挙ができればよいわけでありましても、公共の利益という見地から、必要になる事柄といふものは、いかなる特許発明が、いかなる事業について、それが必要にな

るかといふことをあらかじめ、予測することはきわめて困難であらうかと存じますので、一応規定をいたしましては、こういふような九十三条のような規定の仕方にならざるを得ないかと存じますけれども、この運用につきましても、ただいま申しました通り、通産大臣が裁定するにございまして、審議会の議を経るということが必要でございまして、またそのほか、今申しましたように、いろいろ慎重な順序を踏んで対価をきめたり、あるいは裁定の結果につきましては、いろいろ当事者間に対する送達について規定を設けるのか、あるいは今申しましたような、その内容あるいは裁定自体に対して、不服の場合には救済の道を訴願または訴えとして、そういう道を開いているわけでごさいます。そういうような点につきまして、権利者の利益といふものは、不当に害せられることがないように十分な配慮が加えられているわけでごさいます。

○阿部竹松君 それでそのお答えは、よく理解できるのですが、こういふ場合の公共の利益といふのは、一体、どういふものかといふことなんです。公共の利益といふことになれば、一つの発見であり、発明であるから、どんなものでも、やつぱり全部の人に開放せよということ、全部に開放することによつて、みんなが利益を受けるというところに拡大解釈をしていけば切りがないと思ひます。

ですから、長官のおっしゃる趣旨から、公共の利益といつて大臣がそれを吸い上げて、審議会にかける、あるいはその他の方と協議するといふけれども、具体的な例は、どういふことですか。

○政府委員(井上尚一君) これは従来、現行特許法におきまして、四十条という規定がございまして、公益上必要なものと認められた場合には、特許権を制限したり、取り消したり、あるいは政府において実施をすることができるといふ規定がございまして、これは七十年間ほどの長年の運用の経験を通じてまして、こゝまで正式に発動した例はないわけでごさいます。今、具体的に現実の必要としまして、どういふ場合が考えられるか、当面の問題として、お答えできるような具体的な現実の問題としましては、ございせん。

○阿部竹松君 そうしますと、具体的に言うならば、これは結局、死文になるのでありましよう。どういふことですか。

○政府委員(井上尚一君) 死文と言いますよりは、伝家の宝刀と申します。か、こういふ事態、必要な事態が生じた場合の用意として、こういふ規定が設けられておると、こういふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 伝家の宝刀といふことになる、これは重大問題ですから、具体的な問題をあげて、どういふときにやるかといふことをぜひ聞かなければならぬと思ひます。

あなたが、これは大体、使ったことがないから、あまり大したことをごさいます。せんと言へば、ああそうかなと思ひます。伝家の宝刀に使うといふことになれば、これは一切がつかい伝家の宝刀として取り上げることができ、それから、それがほんとうだつたら大へんです。どういふときに伝家の宝刀を

抜くのですか。伝家の宝刀といふことになれば、これは穏かならぬ御答弁だと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 将来、現実の必要が生じた場合の用意として、法律的に一応用意の規定を設けておる、かような考えでございまして。

○阿部竹松君 その次は、法案と直接関係ありませんけれども、各所で、たとえば大企業から中小企業まで、それぞれあらゆる研究をなさっているわけですが、そういう場合に、特許庁としては、出願するのが会社名であつたり、あるいはまた個人名であつたりするわけだと思ひますが、どういふことになっておられますか、その内容をちよつとお尋ねしたいわけですが。

○政府委員(井上尚一君) 会社名の場合も、個人名の場合もございまして。

○阿部竹松君 これは、あれですね、そうしますと、パーセントなどはわかりませんが、大体何千件あつて、大体、法人格、あるいは会社のようなものが五〇％であるとか、あるいは個人が五〇％であるとか、こういふことはわかりませんか。

○政府委員(井上尚一君) これは件数も、非常に多いことでごさいます。で、正確にはつかめておりませんが、大ざっぱなところは見当がつかます。例をいたしまして、きわめて不正確ではございまして、特許について言いますれば、個人名義が三〇％、実用新案につきましては約六〇ないし七〇％といふようなことにならうかと思ひます。

○阿部竹松君 これは、まあ外国の例で、私よく知りませんが、私の見た文献では、外国では、会社、つま

りそういう法人が出願した場合と、それから個人が出願した場合と、特許料金とかその他について、もう格段の差があるものです。しかし私よく向うへ行つて調べたわけじゃないからわかりません。日本の場合と比較して、どうなんですか。

○政府委員(井上尚一君) これは、特許と実用新案につきましてもの出願手数料、あるいは特許料、登録料の違いはございまして、出願人または権利者によりまして、会社か個人かといふことによつての区別はつけておらないわけでごさいます。私どもの研究しました範囲内では、外国におきましても、そういう例をいまだ寡聞にして聞いていないわけでごさいます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねするわけですが、これは、もう各委員の御質問があれば、あとで議事録を読むことでけつこうですが、特許を三年なら三年、四年なら四年ですね、出願して、とにかく全然使用しない。それをどうするかといふことが今度の規定で変わつていまして、今度の規定で、負担の分については変わつていまして、おわかりにならぬですか。特許出願しておつて全然その特許を使わない人がある。特許を出願しておつて、そこで許可になつて三年間たとえば万年筆一本、新発明すると、これはあなたのところではオーケーといふことになつて、三年間万年筆について、全然製造もしなければ販売もしないといふことについて、前と変わつてきたわけですね。今度はどうなんですか。

○政府委員(井上尚一君) これまでも、不実施の場合の規定がございまして、従来は、四十一条の規定がござい

○政府委員(井上尚一君) 從來でござ

○委員長(田畑金光君) 本案に対する

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(田畑金光君) 次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案及び商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○島清君　ただいま提案されており
まする中小企業信用保険公庫法の一部

を改正する法律案、これは何か資金難をふやして運営していきなさい、こういうことのようにございますが、先日中小企業庁長官に質問いたしましたときに指導、監督の面についてお尋ねをしたのですが、それは、ただ指導、監

督の面について、私は将来のことを申し上げたのではなくして、現に指導を

要する、こういうような面がござい
ますので申し上げたわけなんです。

と申し上げますのは、国家資金を扱っております金融機関が、その運営が形式的に流れて、そうして最終的な責任を負うという形よりも、現在なだいまの形式的な責任に流れる危険性があるわけなんです。

たとえばここにこげつきの債権がで
きてしましますという、これを取り

そうしますと、**事業自体、事業**

手腕に融資をするのじゃなくして、この顔に融資をしている面がありますの

で、事業が失敗いたしました場合には、非常に回収が困難になつてくる場合があるわけであります。たとえば顔をおもに融資を出すと、担保物件といふことがありますが、担保物件といふことになる、顔をおもに融資をして

いますという、家、屋敷は担保にならぬと、そうすると、その担保物件の

標準をどうするかという事になります
するといふと、これは見る人によつ

て、いかようにも評価ができるわけなんです。が、さあ、それでは、そうやって融資をしてあげたものを、事業自体についての信用関係からよりも、額に重きを置いて融資をしたということになりまうというと、その事業が失敗

いたしますという、必然的にその担保に取っており、担保物を処分

ので、何とかして、これを一つまぬが

れよりとする苦肉の策からいたしま
して、今焦げついておりまするところ

の二百万に、さらに百万の追加融資をいたしまして、三百万にして、その三百万を信用保証に保険をかけて、債券にして、たとえば年賦なら年賦にして取り立てると、こういうようなことがなされているやに聞いているので

すね。
ですから私は、商工中金が、質屋み

たように、物を担保に取つて金を貸すという事態にも、若干根本的には解せ

ない面もありますけれども、それはそれといたしまして、とにかくそういったような債権の焦げつきがございまして、回収不能の不良債権というのが、私の耳にもしばしば入ってくるのです。ですからそれを未然に防止する

よるな意味においても、監督のよろしきを得なければなりませんまいじやない

官なり耳にしておられることだと思ふ

のですが、こういうような点については、どのようなお考えでいらつしやい

○政府委員（岩武照彦君）　今、島委員から御指摘がありましたような問題でございしますが、これは要しますに、金融機関としての健全な経営をやるようなら、十分政府としても監督をすべき

じゃないか、こういうふうな御意見と拝聴しておりました。

商工中金は、御案内のように半官半民という資本構成になっております。

民間側の出資あるいは預金等も、これは貸付財源としてある。あるいは商工債券によつて調達した資金も、民間側への資金もかなりあるのであります。そういう半面をもっているのです。したが、他面、国からの資金量も、全生

の三割ぐらい入っているかと思つて
ります。

そこで商工中金の貸し出し態度自体も、御指摘のような情実といったことが加えられては困ったことでございませうので、われわれもその点は、日常監督しておりますが、同時に、債権管理に對するいろいろな問題、あるいは万が一、不幸にしまして、まあ履行がおくれて滞りがちになるような事態になるということも、あるいは多数の貸付債権のうちには出てくることもあるかもしれません。その点について、やはりある程度、それを償却し得るような措置も、会計経理上とらしておきまして、そういったしきんと、結局官民双方の資金に對しまして、不測の損害をかけることが起るわけでございますから、そういう点の措置も十分とらしておきます。なお必要な中小企業事業でありまして、返済に對します信用、こういったものにつきまして、若干の懸念がございしますれば、あるいは商工中金といたしまして保険公庫に對しまして、融資保険を付しますとか、あるいは保証協会の保証を求めるとかということも講じておるわけでございます。

そういうふうなことでございまして、十分に金融機関としての、健全な貸し付け態度ということについては、日ごろから、十分監督しているつもりではございます。

なお金の貸し付けを受けます方の態度におきまして、あるいは御指摘のように、商工中金からの融資を受けるために組合を結成するといふようなこと、これは最近ではあまりないのじやないかと思っております。あるいは戦後のいろいろな資金不足の時代におきまして、そういう便宜のために組合を

結成した例も、これは皆無ではないだろうと思っておりますが、これもただ、そういう貸し付けを受けまして、内部の組合員に転貸するといふことで、その協同組合事業といふものが軌道に乗るわけではございませんので、これは、そういうことも事業の一つにはできませんけれども、やはり協同組合本来の協同組合事業といふことを指導の中心にしております。まあ最近では、どうもそういう目的のために組合を結成するといふケースは、割合減っているかと思ひますが、これにつきましても、組合は、現在認可制度でございますので、十分に事情を審査いたしまして、もっぱら本来の協同事業のために組合を結成するといふふうに指導していくことは当然でございます。

いずれにしても、中小企業金融ににつきましては、大企業に對しますのと違ひまして、資力信用といふものの薄いものもあるいはございしますので、そういう点につきまして、商工中金が、一面におきまして金融機関としての健全性といふことも、かなり必要でございます。それは、御指摘の通りでございますが、それが同時に、また特殊な関係のために融資を行うといふことは、やはりこれは困りますので、その点は、われわれもできる限り、そういうことの起らないように、嚴重な注意をうながしてはいるつもりでございますが、なお、これは御指摘のように具体的ないろいろなケースが、まあ全然絶無とは言われませんが、その辺は一つ、今後十分、そういうことのないように監督して参りたい、こういうふうに御答弁したいと思つております。

○海野三朗君 商工中金から、金を借

りるに當つて申し込みをしますね。そうしますと、なかなか調べに来てくれるのに日にちがかかる。それをどういうわけかと申して、私が責めたところが、人間が足りない。それで、申し込んでから何カ月、二カ月から三カ月目に、ようやく調べにいくというふうなところがあつたので、それに対して、長官はどういうお考えを持っておるか。地方におつては、そういうことはよくわかりますけれども、中央におつて政治をやつておられる側は、少しも御承知ないので、そういうことは、それ、どういふようにお考えになつていますか。

○政府委員(岩武照彦君) その点は、結局商工中金の事務能力の問題かと存じます。

御承知のように先般申し上げましたが、商工中金は、現在各府県に一カ所、支所を持っておりますので、ございします。かなり實際問題として、その所在地以外のところでもございしますと、若干、事務的にもおくれることがあるかと思つております。それから、なお信用組合等を通じて、代貸しもやつておりますので、できますれば、そういうふうな取引のある信用組合を通じてお申し込みを願うといふことも、これは能率化を發揮するゆゑに思ひます。

なおこの支所なり、あるいは人員等につきましては、できるだけ増加したいと思つておりますが、これは、やつぱりあまりふやしますと、金利等に響いて参りますので、漸次増加いたします。中小企業者の利便に資したい、こういうふうな考へております。

○委員長(田畑金光君) 他に御質疑は

ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)——ないようでございますから、質疑は終了し、これより討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。(討論省略)と呼ぶ者あり)

別に御発言もなければ直ちに採決を行います。まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に、賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決するべきものと決定いたしました。

なお、議長に對し提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひます。

明日は、午前十時より開会いたします。本日は、これをもつて散会いたします。午後四時三十七分散会